

令和3年度 厚生労働省補正予算案（参考資料）

Ⅲ．未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

～ 目 次 ～

1．成長戦略

（1）科学技術立国の実現

- 全ゲノム解析等の確実な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 介護ロボット開発等の加速化支援・・・・・・・・・・・・・・ 2

（2）地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」

- 保健医療分野のデータ連携基盤の整備の推進・・・・・・・・ 3
- 審査支払システム等のICT化の推進・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 救急等における保健医療情報の利活用、
オンライン資格確認の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 自治体等における介護・障害福祉分野等のシステム標準化等
の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 障害福祉分野のICT・ロボット等導入支援・・・・・・・・・・ 16

（3）経済安全保障

- 医薬品等の安定供給の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

2．分配戦略 ～ 安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化

（1）民間部門における分配強化に向けた強力な支援

- 最低賃金の引上げへの対応を支援するための
業務改善助成金の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- コロナ禍での非正規雇用労働者等に対する
労働移動支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- IT分野への重点化によるデジタル人材の育成等・・・・・・ 26
- 良質なテレワークの定着促進のための企業支援・・・・・・・・ 29

（2）公的部門における分配機能の強化等

- 看護、介護、保育など現場で働く人々の収入の引上げ・・・・ 30
- 介護福祉士修学資金等貸付事業による人材の確保・・・・・・ 31
- 母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援・・・・・・ 32
- 虐待防止のための情報共有システムの整備等ICT活用
による児童虐待防止対策の強化・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 産後ケア事業を行う施設整備の促進、妊産婦等への支援・・・・ 37
- 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備・人材
確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 医療的ケア児支援センターの開設の促進・・・・・・・・・・・・ 43
- ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制の
構築・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- ひとり親家庭等の子どもの食事等支援・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた支援・・・・・・・・ 46

施策の目的

がんや難病に苦しむ患者を対象として、精緻な全ゲノム解析等を実施し、その結果をもとに、より効果のある個別化医療の提供を目指す。

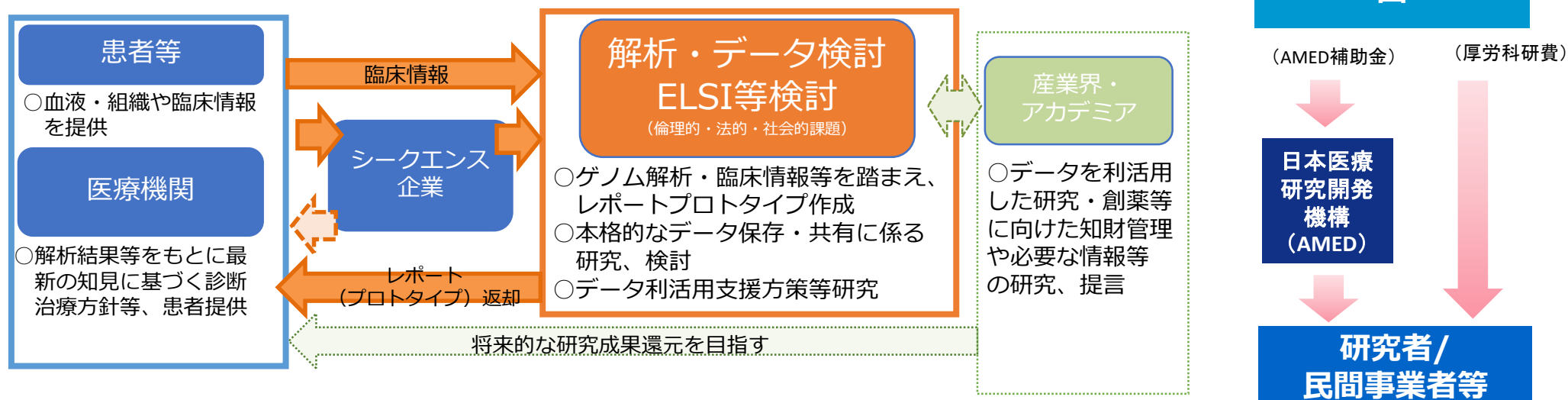
全ゲノム解析等により得られるゲノム情報や臨床情報をデータベース化する。そのデータベースを民間企業やアカデミア等が利活用することにより、創薬や新規治療法などの開発を目指す。

(※)上記を目指し、全ゲノム解析等実行計画及びロードマップ2021を着実に推進する

施策の概要

現在闘病中のがん患者・難病患者の診断、治療に役立つデータを速やかに患者に還元するためにも、全ゲノム解析等実行計画をロードマップ2021に従い喫緊に実施するため、①全ゲノム解析等の実施や臨床情報の収集、②その解析、患者還元③解析結果データ等の集約的管理と統一的なルールに基づく利活用に係る実践的検討に必要な研究費用について、措置を行う。

施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

現在闘病中のがん患者・難病患者の診断、治療に役立つデータを速やかに患者に還元し、がん・難病の患者に新たな個別化医療を提供するとともに産官学の関係者が幅広く分析・活用できる体制を構築に向けた検討を加速化することで、革新的新薬を創出する製薬企業が成長できるイノベーション環境を整備する。

介護ロボット開発等加速化事業 (介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム)

令和3年度補正予算案：3.9億円

- 労働力の制約が強まる中、介護現場の業務効率化を進めることは喫緊の課題となっており、また、ウィズコロナ下において、「新たな生活様式」を一層推進するため、見守りセンサーやICT等の業務効率化や、非接触対応に効果的なテクノロジーの普及をより一層強力に進めていく。
- このため、効率的な人員配置等の政策的課題の解決や企業による介護ロボットの開発促進を目的に、地域における相談窓口を設け、リビングラボが中心となり、開発企業に対して実証フィールドを提供し、エビデンスデータを蓄積しながら、介護ロボットの開発・普及を加速化する。
- 具体的には、①相談窓口(地域拠点)、②リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを整備する。

介護施設等

開発企業等

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム

①相談窓口(地域拠点)

介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談、開発企業等からの実証相談へのきめ細かな対応

②リビングラボネットワーク

－開発実証のアドバイザー兼先行実証フィールドの役割－

③介護現場における実証フィールド －エビデンスデータの蓄積－

全国の介護施設の協力による大規模実証フィールド

＜令和3年度補正予算案の
拡充内容＞

- 相談窓口の機能充実
 - ・相談窓口の増設
 - ・アドバイザー職員の増員
- 大規模実証に係る対象施設数の拡充 等

※リビングラボとは
実際の生活空間を再現し、
新しい技術やサービスの
開発を行うなど、介護現場
のニーズを踏まえた介護
ロボットの開発を支援する
ための拠点

＜感染症対策に資する非接触対応に効果的なテクノロジーの例＞

＜見守りセンサー＞

居室の利用者の状況(ベッドから離れた場合や転倒した場合等)をセンサーで感知
→遠方から効率的な見守りが可能になる。



＜ICT(インカム)＞

遠方にいながら職員間での利用者の状況の共有が可能になる。



＜移乗支援(非装着型)＞

利用者の抱え上げをロボットが代替し、接触対応が軽減される。



○ 我が国の治験・臨床研究に関するデータベースについては

- ・国内で実施されている治験・臨床研究が網羅的にデータベースに登録されておらず、登録された治験・臨床研究についても複数のデータベースに分かれている。（治験等の情報が散在）
- ・治験・臨床研究の選択基準について、特にがんの遺伝子変異別情報等の検索が困難なため、治験・臨床研究にエントリーできるか分からない。（検索機能が不十分）

という課題がある

- 従来、治験の情報はJapic※、JMACCT※等、臨床研究の情報はjRCT※に登録・公開されてきたが、令和元年の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の改正に伴い、令和2年9月1日以降に実施される新規治験はすべてjRCTに登録されている。
- 国民や患者の治験に対する理解を深め参加を促進するため、令和2年8月以前の既存試験の情報についてもjRCTに集約させるとともに、試験情報その他全文検索等の基本的な検索機能の向上等を図る。

※ Japic（財団法人日本医薬情報センターが運用するデータベース）、JMACCT（日本医師会治験促進センターが運用するデータベース）

jRCT（厚労省の委託を受けて保健医療科学院が運用するデータベース）

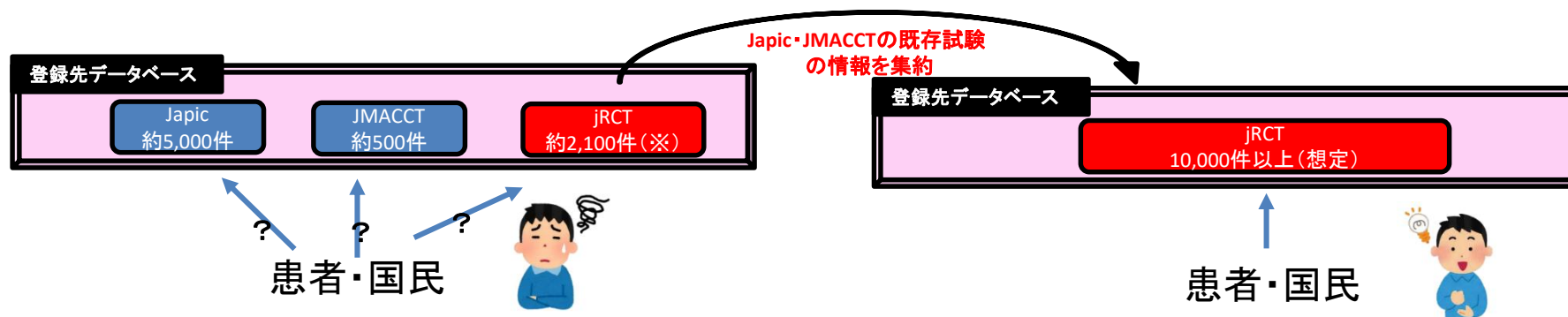
【治験・臨床研究のデータベースについて】

（令和2年9月～）

新規試験については、すべてjRCTに登録。
R2年9月以前に開始された試験は各DBに散在

（データベース集約後）

既存試験を含む実施中の試験がすべてjRCTに登録されることとなる。



保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）普及啓発等事業

（地域診療情報連携推進費補助金）

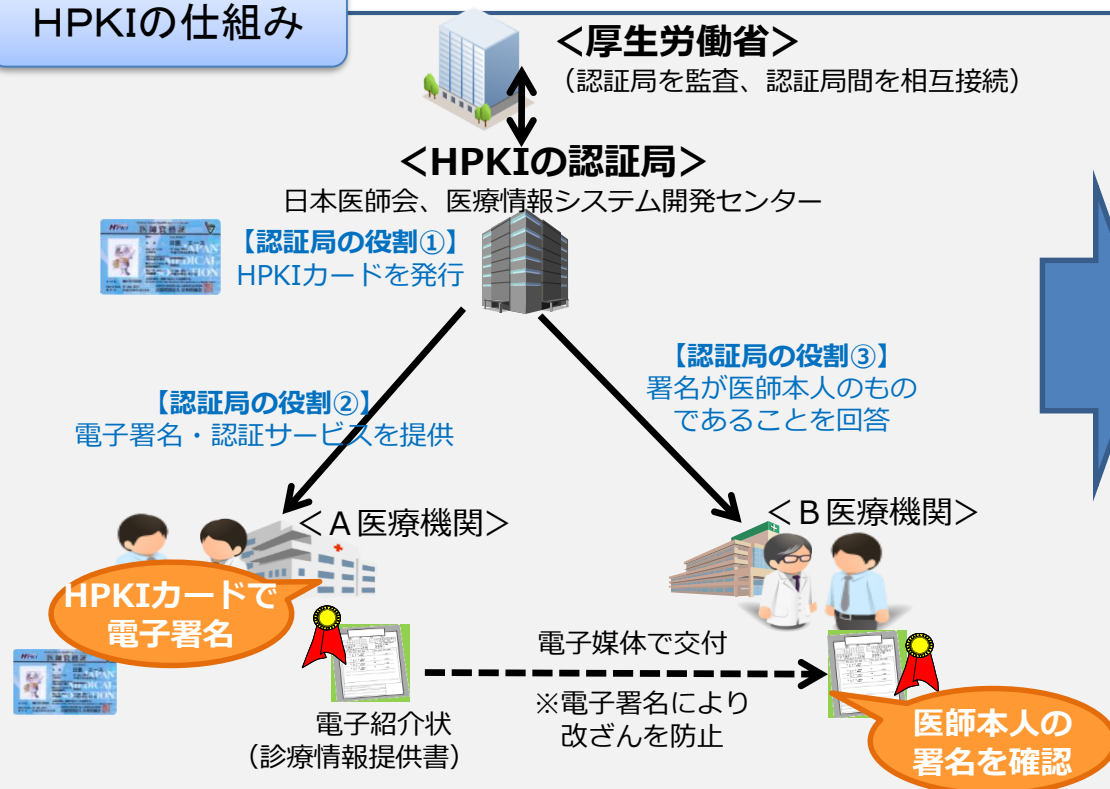
令和3年度補正予算案
2.1億円

○ オンライン診療の普及など、医療のデジタル化が求められるなか、HPKI（※）の普及率が低いことが、デジタル化の足かせになっていると規制改革会議医療・介護WG（R3.10.8）で指摘されたところ。また、医師のなりすましや診療データの改ざんといったリスクへの早急な対応が必要である。

○このため、デジタルインフラの整備及びリスク防止に資する、HPKIの普及・啓発及び体制整備に係る事業を令和3年度において緊急的に実施する。

（※）HPKI（Healthcare Public Key Infrastructure）とは、保健医療福祉分野の国家資格（医師、歯科医師、薬剤師など）保有情報を含んだICカードを用いて、システムにアクセスしようとしている利用者の認証や電子署名付与を可能とする仕組み。例えば、電子的診療情報提供書の作成者の医師資格の有無の検証が可能となるもの。医師のHPKI普及率5.5%（令和2年度末時点）

HPKIの仕組み



事業の内容

HPKIの普及推進等を行うため、以下の事業を行う

1. 医療関係者に向けての説明会の開催
2. HPKIの普及にかかる事業の実施（パンフレット作成・発送、イベントの実施、ホームページ整備等）
3. HPKI認証局の運営
4. その他、HPKIの体制整備に係る事業

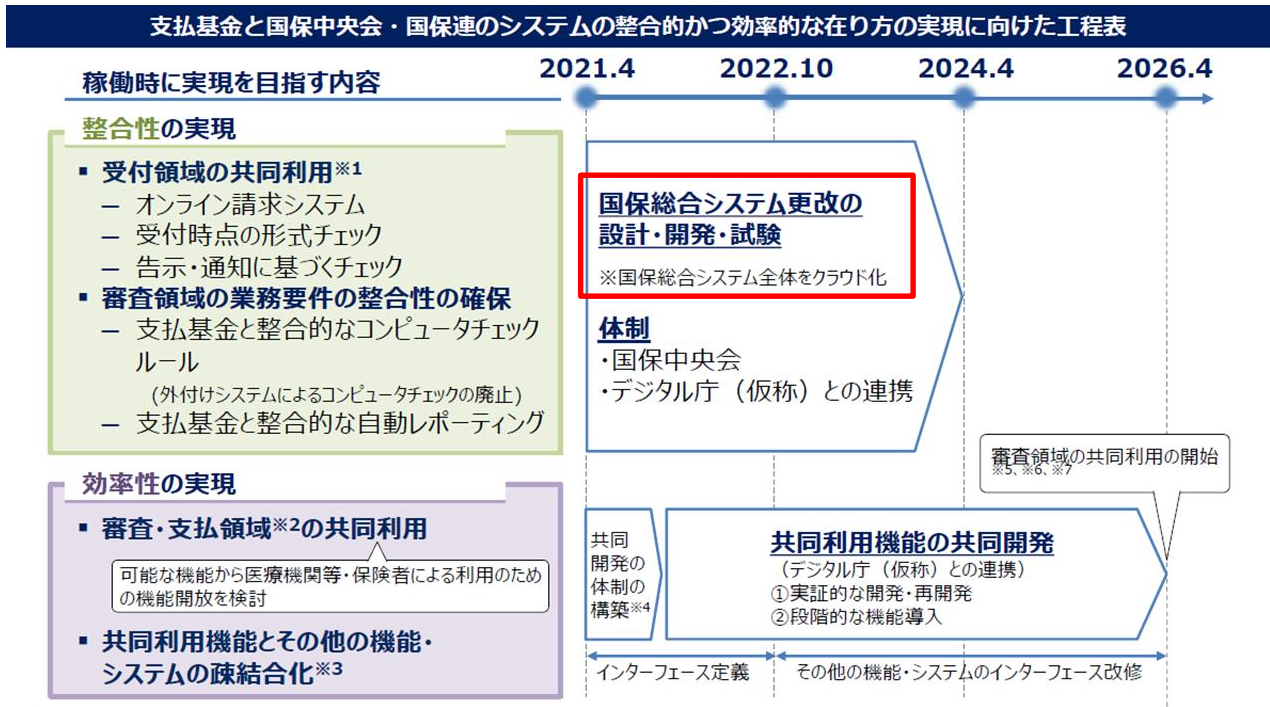
① 施策の目的

現行の国保総合システムは、令和5年度末に保守期限を迎えるため、システム更改が必要となる。
更改にあたっては、審査支払機関改革の中で、「支払基金と国保中央会等の双方の審査支払業務が統合的かつ効率的に機能することを実現する。」とされており、その実現に向けたシステム改修を行う。

② 施策の概要

国民健康保険団体連合会が診療報酬の審査支払等を行うための国保総合システムについて、社会保険診療報酬支払基金との審査基準の統一化や審査システムの統合的かつ効率的な運用を実現するため、令和3年3月に策定した「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、令和6年度の次期更改に向けたシステム改修を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



※1 受付領域は、技術的な実現可能性を精査し、費用面も勘案しつつ、システム集約
※2 コンピュータチェックのロジックとマスタ、振分チェックのAIエンジン、自動レポート、基盤、ネットワーク、セキュリティ対策等
※3 「疎結合」とはコンピュータシステムで、異なる二つの構成要素の結びつきが弱い状態。各要素の独立性が高く、一方に障害が生じても他方に影響を与えることが少ない。疎結合化により、共同利用機能及びその他の機能・システムの柔軟なシステム運用・改修を可能とする。
※4 「重要な意思決定に関する基金・国保の意見調整の仕組み」と「支払基金と国保の実効的な合同実務部隊」を構築する
※5 審査領域は、技術的な実現可能性や一時的に生じる追加費用と共同化等による中長期的な費用の抑制効果の精査を行いつつ、2026年4月に共同利用開始を目指す。
※6 支払領域等の共同利用については、審査領域とは別に、デジタル庁（仮称）との連携の下、早急に費用対効果を含めた検証を行い結論を出す
※7 審査支払システムの基盤としてGov-Cloud（仮称）の利活用の可能性も検討する

① 施策の目的

社会全体としてデジタル化を進めているなかで、更なるレセプト情報等の利活用を推進するため、訪問看護療養費のレセプトを電子化し、業務の効率化、医療政策や医療の質の向上を図る。

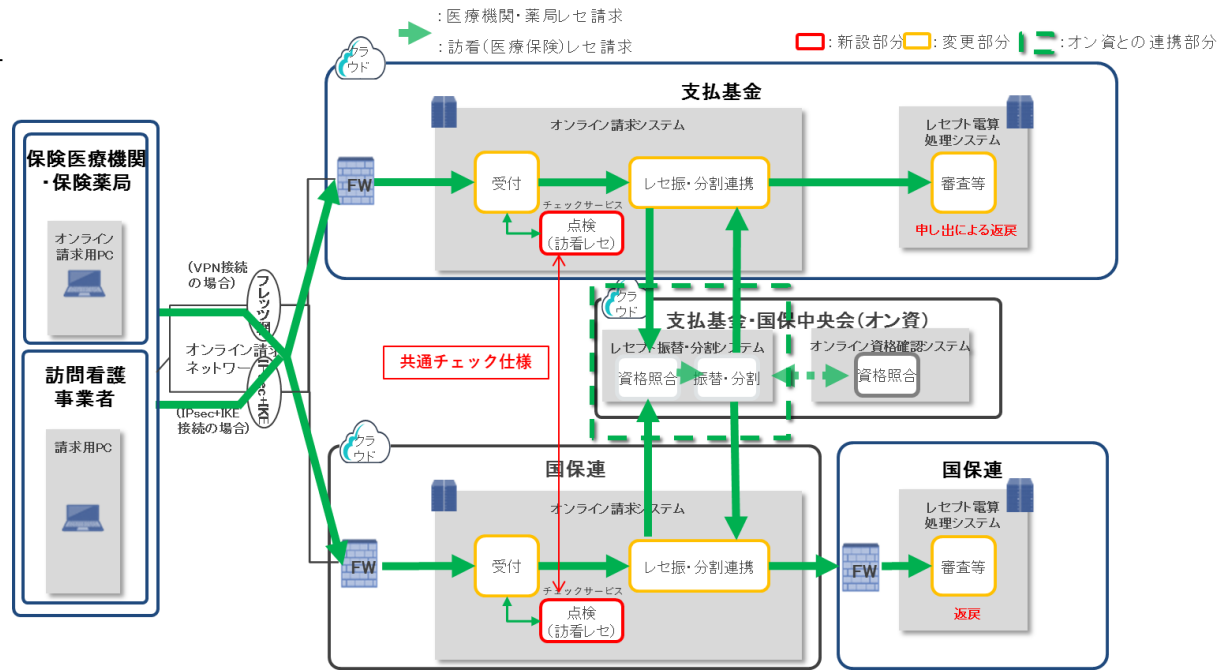
② 施策の概要

訪問看護の事業所数とレセプト件数は、高齢化の進行に伴い大幅に増加しているが、現在、訪問看護療養費のレセプトは紙媒体による請求となっている。令和6年度に本格運用を予定している訪問看護療養費のレセプト電子化に向け、訪問看護事業者からの請求の受付・審査等のための審査支払機関におけるレセプト電算処理システム等の構築を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険連合会に訪問看護レセプト電算処理システムを構築し、保険医療機関・保険薬局における医療保険のレセプト請求と同様に、IP-VPNもしくはIPsec+IKEを利用してレセプトを送信する。

チェック仕様は共通チェックサービスを利用し、受付・チェックは社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険連合会のそれぞれで実施する。



障害者自立支援給付審査支払等システム改修事業

令和3年度補正予算案:33億円

国民健康保険中央会が保有している障害者自立支援給付審査支払等システムについて、審査機能の強化、請求事務処理の入力操作補助の充実等を図るとともに、障害福祉関係データベースの構築に伴うデータ収集・提供機能の改修を行う。

【審査機能強化対応】

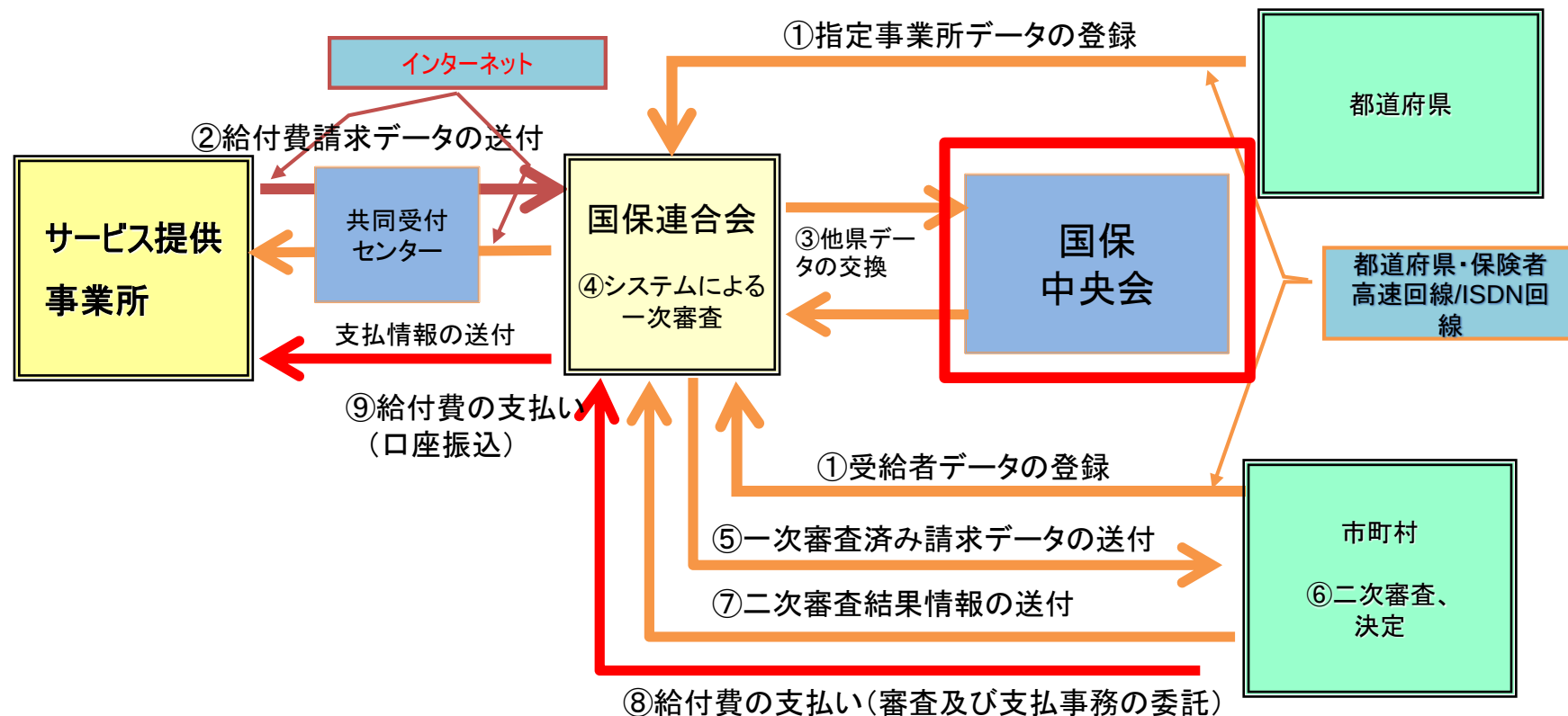
市町村等が市町村等支援システムの画面から直接二次審査結果を登録可能とする対応等の台帳参照機能の強化等。

【機器更新対応・データ集約促進対応等】

事業所からの適正な請求に向けた利用支援の拡充や地域生活支援事業におけるデータ集約促進対応等。

【障害福祉関係DB構築に伴う対応】

障害福祉関係DBのデータ集計経路の中心的役割を担う障害者自立支援給付審査支払等システムに係るデータ収集及び提供機能の改修等。



概要

「保健医療情報を医療機関等で確認できる仕組み」については、手術等の情報に拡大するためのシステム改修費用が措置され、取り組んでいるところであるが、令和2年12月の健康・医療・介護情報利活用検討会において、マイナンバーカードを持参しないケースや患者本人の意思確認できない等の救急時の情報閲覧に対応するため、救急医療に従事する者の専用IDの管理や閲覧者のモニタリング点検など、新たなシステム改修が必要との方向性が示された。また、データヘルス改革工程表において、検査結果情報、アレルギー情報、告知済み傷病名について令和6年度よりマイナポータルで閲覧できるよう予定されているため、システム改修を行う。

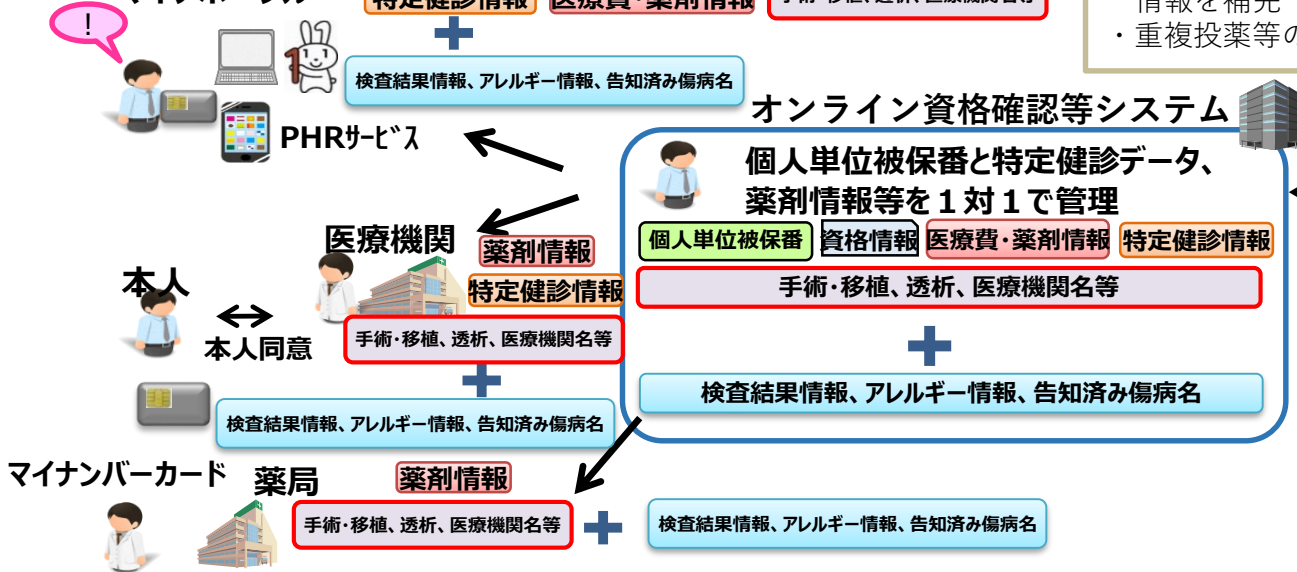
現状

- 災害や感染症拡大期等には、患者の医療情報の入手が難しく、重症化リスクや継続が必要な治療の把握が困難
- 高齢者や意識障害の救急患者等の抗血栓薬等の薬剤情報や過去の手術・移植歴、透析等の確認が困難
- 複数医療機関を受診する患者において、重複や併用禁忌の薬剤情報等の確認が困難

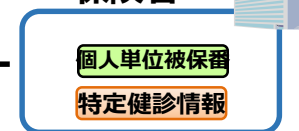
- ・かかりつけの医療機関が被災しても、別の医療機関が患者の情報を確認することで、必要な治療継続が容易に
- ・救急搬送された意識障害の患者等について、薬剤情報等を確認することで、より適切で迅速な検査、診断、治療等を実施
- ・複数医療機関にまたがる患者の情報を集約して把握することにより、患者の総合的な把握が求められるかかりつけ医の診療にも資する
- ・医療従事者による問診・確認の負担軽減
- ・感染症拡大期等対面診療が難しい場合にも、患者の情報を補完
- ・重複投薬等の削減 等

◆改革のイメージ◆

マイナポータル



保険者



※1 マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬局が運営主体に薬剤情報等を照会する。運営主体はオンラインで薬剤情報等を回答する。

※2 電子カルテの情報については、相互運用性の標準規格の開発等を行い、医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた医療情報システムの標準化を進める。

① 施策の目的

訪問診療等において、マイナンバーカードの保険証利用を行い、医療保険のオンライン資格確認等を行える仕組みの構築

② 施策の概要

本人確認及び各種閲覧情報に係る同意を、モバイル端末で行う。医療機関等は、モバイル端末からの情報を受け、既存の仕組みにより、資格確認端末や電カル・レセコン端末等で、資格情報及び同意された閲覧情報を参照する。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

現行のオンライン資格確認の仕組み

- マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、医療機関等の窓口に設置された顔認証付きカードリーダーを患者等が操作し、資格情報の提供や薬剤情報等の閲覧に関する同意を行う。
- ※ 医療機関等には、既存のオンライン請求のネットワークを通じて、資格情報等が提供される。



訪問診療等におけるオンライン資格確認の必要性

- 訪問診療・訪問看護等においては、医療機関等の外部（患者の自宅等）で、患者・利用者から資格情報の提供や薬剤情報等の閲覧に関する同意を取得する仕組みの導入が必要。
- 当該仕組みの基本的な考え方については以下のとおり。
 - ✓ 「医療機関等が患者・利用者情報を取得・閲覧する仕組み」については、オンライン請求ネットワークを経由してオンライン資格確認等システムへアクセスする従来の仕組みを踏襲。
 - ✓ ただし、入口部分である「患者・利用者が情報の取得・閲覧について同意する仕組み」については、窓口における顔認証付きカードリーダーの使用ができないため、患者・利用者居宅等でも利用可能なインターネット/スマートフォン等を活用。
 - ✓ また、当該仕組みの適用が難しいユースケースについては、社会コストを極力かけない代替運用を用意。

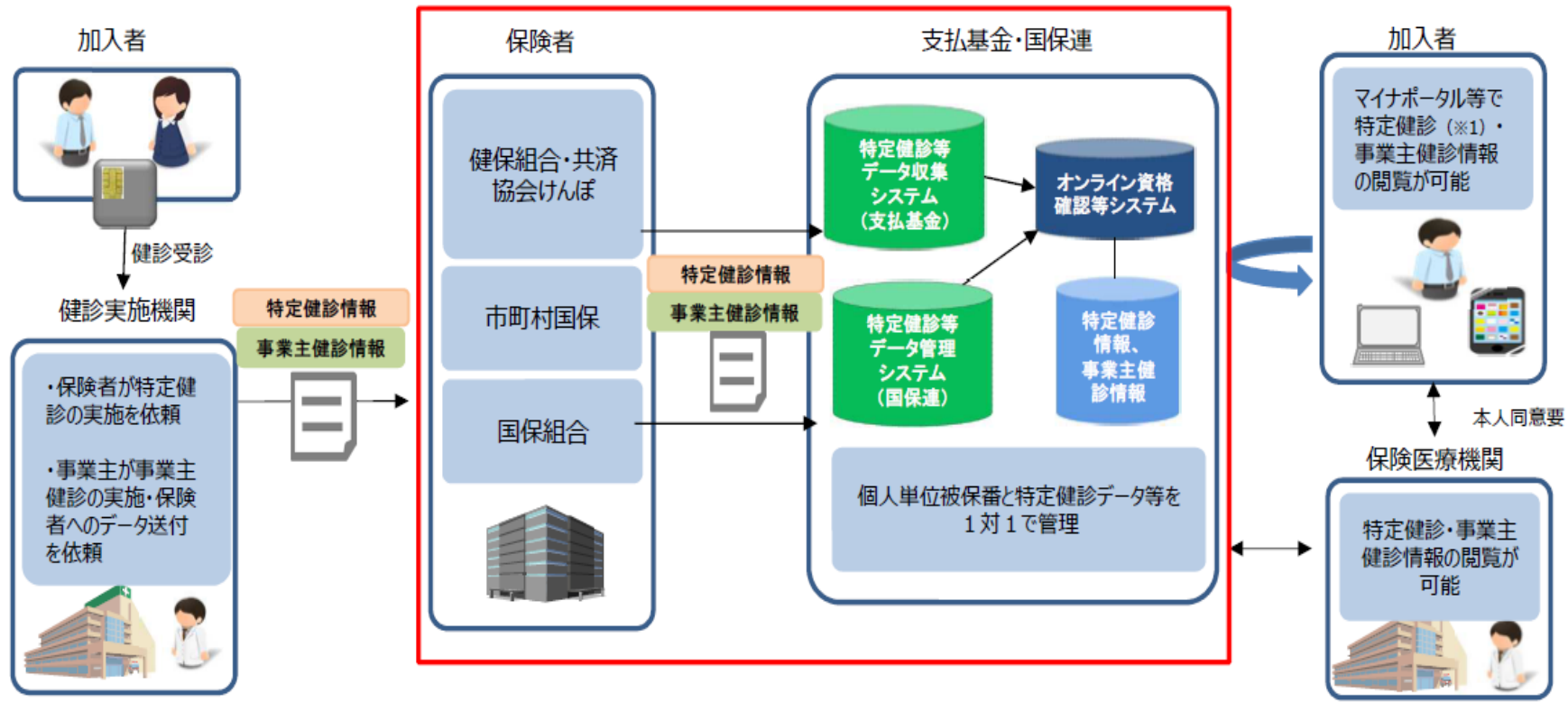
① 施策の目的

健康保険法等が改正され、労働安全衛生法等による事業主健診の情報を、保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とするとともに、健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を、後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする等、保健事業における健診情報等の活用促進するためのシステム改修を行う。

② 施策の概要

事業主健診情報(40歳未満)をマイナポータル等を通じて、自らの保健医療情報として閲覧可能とするとともに、データヘルスの推進を図るため、当該情報を保険者に集約、保険者から支払基金に登録するためのシステム改修を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



介護保険システムの標準化に向けた標準的仕様書作成等業務委託事業

令和3年度補正予算案：60百万円

施策の目的

介護保険の業務プロセス・システムの標準化を行うために策定した標準仕様書1.0版について、必要な改版に要する費用を補助するもの。

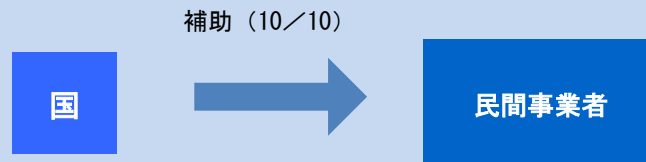
事業内容

地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続きの簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組んでおり、令和3年8月には介護保険システムに係る標準仕様書1.0版を作成。この標準仕様書1.0版については、ベンダにおけるシステム開発が可能となるよう、早期にデータ要件・連携要件の反映等を行う必要があり、当該改版に要する費用を補助する。

【実施主体】 民間事業者

【補助率】 国 10／10

【事業内容】 市町村における介護保険システムの標準化に向け、令和3年8月に作成した標準仕様書1.0版について、今後デジタル庁が策定するデータ要件・連携要件の反映やそれを見据えた標準仕様書1.0版の検証・改訂等を行う。



マイナンバー情報連携のためのシステム改修

令和3年度補正予算案：7.3億円

施策の目的

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）の施行に伴い、公金振込口座に係る情報連携に対応するために必要な情報をマイナンバーを通じて照会できるよう、介護保険者のシステム改修の補助を行うもの。

事業内容

介護保険分野では平成29年7月からマイナンバーを用いた情報連携を開始しており、制度見直し等に伴い、情報連携を行うデータ項目等を規定したデータ標準レイアウトの改版を実施している。今般対応する令和4年6月のデータ標準レイアウトの改版については、令和3年6月にその内容が公開されており、補正予算により改修時期を早めることにより、円滑かつ早期のシステム改修を実現する。

【実施主体】市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合含む。）

【補助率】国2／3、市町村等1／3

【事業内容】令和4年6月データ標準レイアウトの改版（※）に対応するため、市町村が行うシステム改修に対して補助を行う。

（※）公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴い、公的給付の迅速かつ確実な支給のため、公金振込口座に係る情報連携を可能とする改版。

補助率：国2／3



実施主体：市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合含む）



システム改修



① 施策の目的

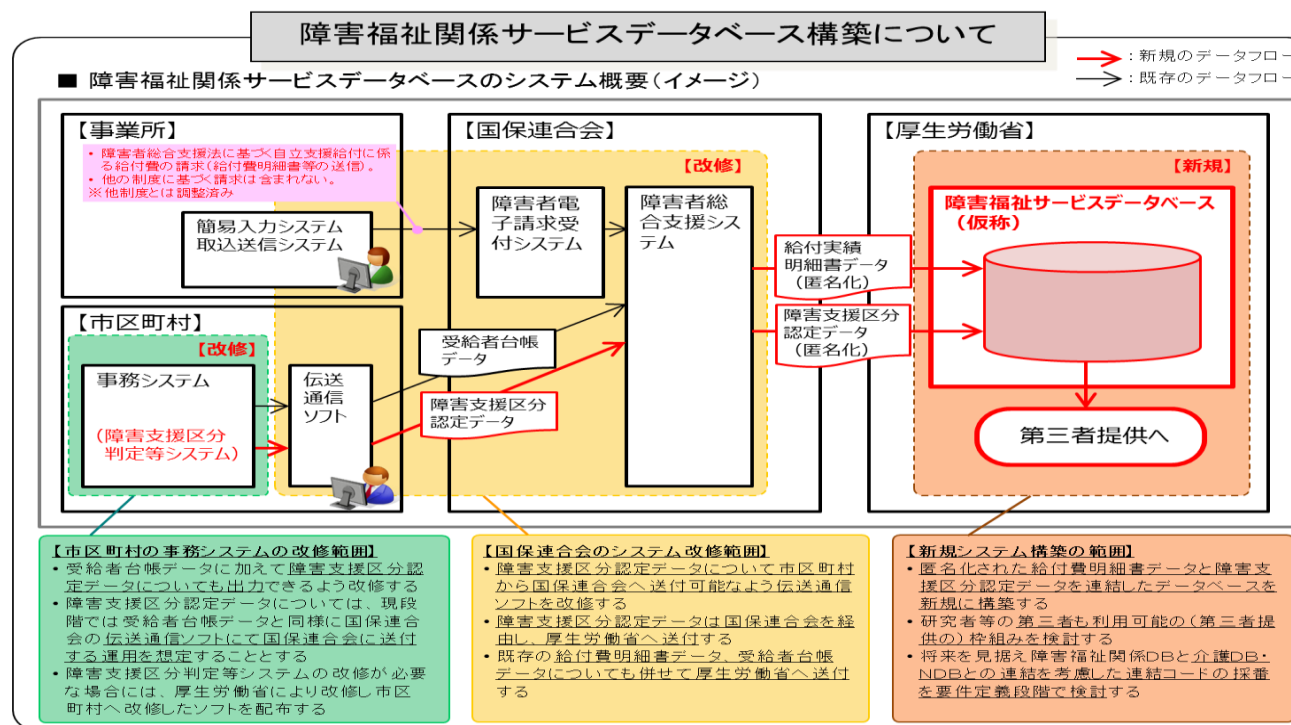
令和5年度の障害福祉関係データベース稼働に向け、地方自治体の事務システムにおける改修を速やかに実施する必要があるため。

② 施策の概要

障害福祉関係データベースシステム創設に当たり、地方自治体が保有している事務システムについて、必要な機能等を付加するための改修を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】
都道府県及び市区町村
【補助率】
国 1/2、地方 1/2



① 施策の目的

令和4年2月に開始される療育手帳情報のマイナポータル自己情報表示の利用に向け、マイナポータル利用者の利便性を向上させる観点から、自治体におけるシステム改修等を速やかに実施する必要があるため。

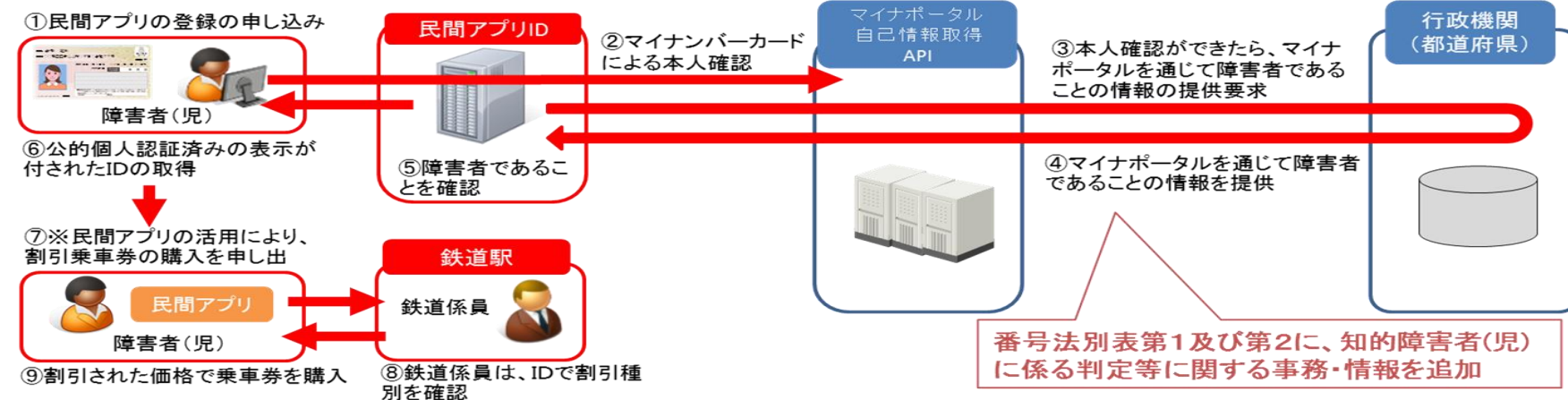
② 施策の概要

療育手帳に関する情報について、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳と同様にマイナポータル連携が可能となるよう、自治体におけるデータ標準レイアウトの改版に伴うシステム改修に係る経費を補助する。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所を置く中核市
【補助率】国 2/3、地方 1/3

【イメージ】



※ 上記のほか、鉄道事業者における乗車券割引等のインターネット予約サイトを通じて、自己情報取得APIの活用による割引を受けることも可能となる予定(2023年)

【要旨】

令和3年度補正予算案：2.8億円

- 生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。
- また、被保護者の自立の助長の観点から行う訪問調査活動について、担当世帯数の増加等による業務負担が生じており、新型コロナウイルス等の感染拡大防止の観点からも、こうした対面により実施している業務のオンライン化等を推進する必要がある。
※「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)において、生活保護業務も含めて自治体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組むこととされており、基幹システムについては令和4年8月までに標準仕様を決定することとしている。
- このため、従前の試行的取組を踏まえた新たな自治体の試行的取組を促進し、効率化の効果が高かった取組の反映・横展開を行うとともに、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化について調査研究を行い、更なる業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進する。

【事業内容】

1. 自治体の試行的取組への補助(定額補助)

- 以下のテーマに沿った自治体の取組に対して補助(1テーマ当たり3自治体を想定) ※テーマに変更があり得る。
 - ・ アプリケーションの開発による各種届出書類のオンライン化
 - ・ タブレット等の導入による、遠隔地(施設、離島等)の被保護者とのオンライン面談の実施等
 - ・ 各種申請書等のAI-OCR及びRPA(※)の導入による電子化と取得データの分析
- (※) Robotic Process Automation: ソフトウェアのロボットにより業務工程の自動化等を行う技術
- ・ 関係先調査の電子化に係る効果測定、問題点の整理
- ・ その他事業(自治体の創意工夫による取組)
- 実施自治体は、デジタル化等への課題や業務効率化の効果について、定量的に検証し、国へ報告。

【補助対象者】都道府県、市、福祉事務所設置自治体

【所要額】 190,800千円(1自治体当たり 12,720千円 × 15自治体程度)

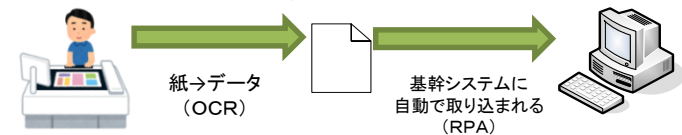
2. 調査研究委託事業

- 令和4年8月までに決定する生活保護業務標準仕様書の作成及び制度改正等による標準仕様書改訂に向けた調査研究
- 【所要額】 93,737千円

【事業スキーム等】

【1. 自治体の試行的取組への補助(導入イメージ)】

○OCRやRPAを活用した各種書類の自動データ化



○タブレットを活用した面談、家庭訪問



○オンライン面談、家庭訪問

【2. 調査研究委託事業(事業スキーム)】



障害福祉分野のICT導入モデル事業

令和3年度補正予算案: 4. 6億円

1. 事業目的

障害福祉分野におけるICT活用による生産性向上の取組を促進し、また新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入による安全・安心な障害福祉サービスの提供等を速やかに推進する。

2. 事業概要

- ICT機器の活用による濃厚接触の予防など新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、あわせて生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費を助成する。
- モデル事業所においては、事業開始前にICT導入に係る研修会に参加し、ICT導入による感染拡大防止や生産性向上の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

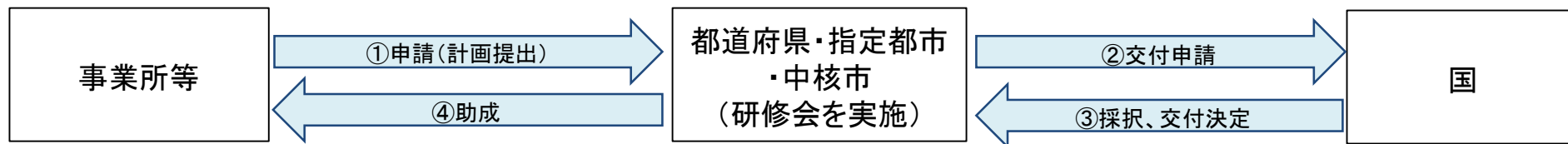
【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【実施対象】 障害福祉サービス事業所等

【補助単価】 1事業所あたり 上限100万円

【負担割合】 国2／3 都道府県・市1／3

3. 事業スキーム



障害者支援施設等が、介護負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るため、ロボット等を導入するための費用について支援を行う。

【事業概要】

- 障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設等がロボット等を導入するための費用について財政支援を実施する。

【実施主体】

- 都道府県、指定都市、中核市

【補助率】

- 国 2 / 3 都道府県、指定都市、中核市 1 / 3

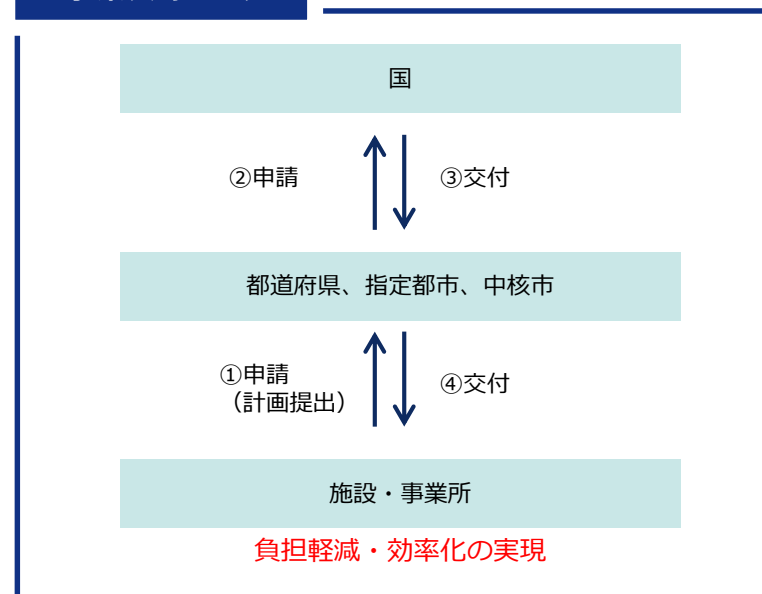
【対象施設・事業所】

- 障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設
- ※ 申請に当たっては、達成目標、導入機器、期待される効果等を記載した介護業務の負担軽減等のためのロボット等導入計画の作成が必要。

【補助対象機器】

- 日常生活支援における移乗介護や見守りで利用するロボット等が対象。
- ※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

事業スキーム



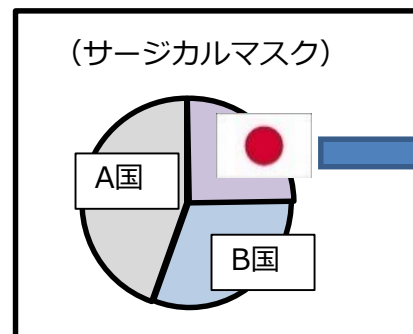
- 経済安全保障の観点も踏まえつつ、サプライチェーンの強靱化によって医療提供体制を安定化させるため、医療上重要な医薬品・医療機器・個人防護具・衛生材料について、供給が途絶した場合の原因特定や対応を可能とするためのサプライチェーンの実態把握調査を実施する。
- また、個人防護具について、有事の際の供給確保計画を検討するため、国内生産・輸入の動向について調査を行う。

＜調査事項＞

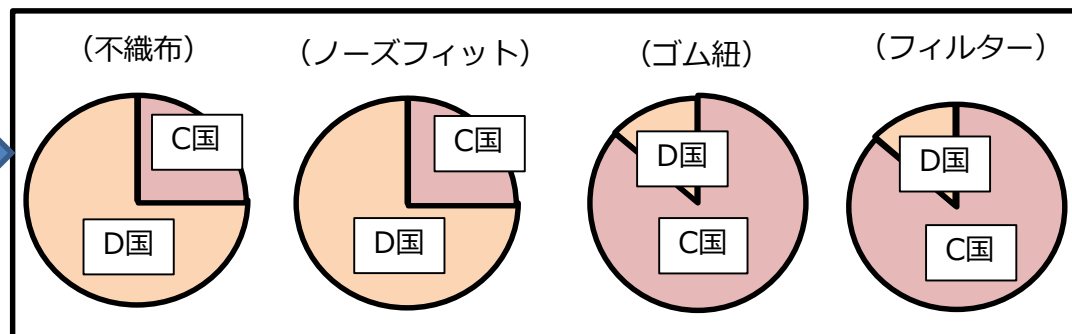
- ・医薬品（タクロリムス水和物、ドパミン塩酸塩等）：サプライチェーン実態
- ・医療機器（人工呼吸器、検査試薬等）：サプライチェーン実態
- ・個人防護具（マスク、ガウン等）：国内生産量、輸入量、サプライチェーン実態
- ・衛生材料（ガーゼ等）：サプライチェーン実態

＜調査結果のイメージ＞ ※サージカルマスクの場合。イメージのため、実際の内容とは異なる可能性がある。

＜最終製品のサプライチェーン＞



＜原材料のサプライチェーン＞



(調査結果の分析)

- A国、B国の情勢不安等によりサージカルマスクの輸入が滞る可能性がある。
- C国、D国が日本国内で生産しているサージカルマスクの原材料の主な生産国であり、これらの国の情勢不安等によりサージカルマスクの国内生産が滞る可能性がある。

1. 施策の目的

- 現在、我が国において、抗菌薬等の比較的安価な医療用医薬品を中心として、その製造に当たり、採算性等の関係で、原薬等の多くを海外から輸入している状況である。
- 一昨年、海外での製造上のトラブルにより原薬等を輸入することができず、一部の抗菌薬について、長期にわたり安定的な供給が滞り、医療の円滑な提供に深刻な影響を及ぼす事案が発生した。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、海外での原薬等の製造停止・輸送の遅延等の発生や、新型コロナウイルス感染症の治療等に使用する医薬品の需要が世界的に急増したことの影響を受けて、一部の医薬品について国内での供給不安が生じた。
- 本事業では、**国外依存度の高い原薬等**について、医療提供体制の確保に支障が生じることがないように、**国内製造所の新設・設備更新を支援し、国内における医薬品の安定供給体制を強化する。**

※ 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）及び成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）において、医薬品について経済安全保障等の観点からサプライチェーンの強靱化（国内生産能力の確保等）を推進することが盛り込まれた。

※令和2年度第1次補正予算（30億円）・第3次補正予算（30億円）で同目的の事業を実施

2. 施策の概要

国外依存度の高い原薬等について、国内での安定供給を確保するため、**国内で原薬・原料の製造を実施しようとする製薬企業等を支援するための補助事業を実施する。**

- ・国内で原薬等の製造所の新設又は設備更新に必要な費用を一部補助



3. 施策の実施要件等

- 補助の対象者：海外依存度の高い原薬等について、国内製造を実施しようとする製薬企業等
- 補助の対象：海外依存度の高い原薬・原料について、国内に製造所を新設又は設備更新を行う場合の費用（生産設備等）
- 補助率：1/2（国1/2、事業者1/2）
- 補助要件：製造した原薬・原料は、その全量を、国内に販売する医薬品の原材料（原薬を含む）として提供することを条件とする

【目的】

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

○現行制度

【基本的考え方】

生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング、人材育成等）を行った場合にその費用の一部を助成する。
（設備投資等の範囲の拡充（R3.8.1～））
コロナ禍で特に業況が厳しい事業者に関し、一部の自動車、PC等を対象として認める。

【対象事業場】

以下の要件をすべて満たす事業場

- ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・事業場規模100人以下であること

【助成率】

令和3年度：3/4（事業場内最低賃金900円未満の事業場4/5）

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5（9/10）

【助成上限額】

引上げ人数	引上げ額				
	20円	30円	45円	60円	90円
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 （※）	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

（※）事業場内最低賃金900円未満の事業場又は売上高や生産量等の指標が前年又は前々年同期に比べて、30%以上減少している事業者に限る

○特例的な拡充

【基本的考え方】

コロナ禍で売上高等が30%以上減少している事業者が、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合に、特例的に範囲を拡大する。

具体的には、業務改善計画を策定し、計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上に資する設備投資等の他、助成対象経費の特例として、生産性向上に資する設備投資等に関連する費用についても助成対象として認める。

（特例として助成対象費用として計上されるものの例）

- ・ 広告宣伝費
- ・ 執務室の拡大、机、椅子等の増設
- ・ 汎用事務機器購入費 等

※ただし、特例で認める費用については、生産性向上に資する設備投資等の額を上回らない範囲とする。

【対象事業場】

以下の要件をすべて満たす事業場

- ・ 前年又は前々年同期比較で売上高や生産量等の指標が30%以上減少していること。
- ・ 事業場内最低賃金を、令和3年7月16日から同年12月までの間に30円以上引き上げること。

【助成率】

3/4

【助成上限額】

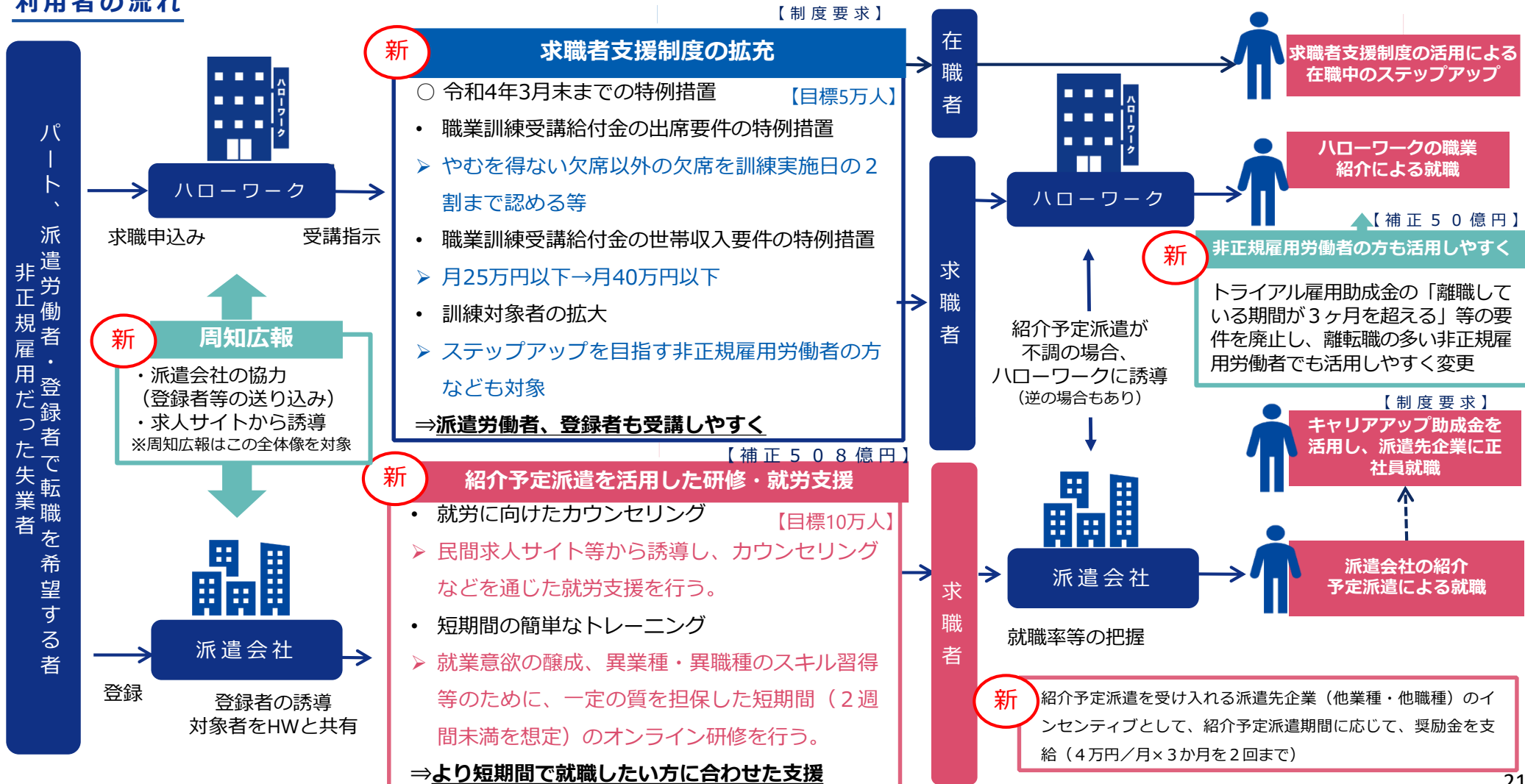
100万円

コロナ禍での非正規雇用労働者等に対する労働移動支援事業

【令和3年度補正予算案：558億円】

新型コロナウイルス感染症により、とりわけ非正規雇用労働者にとって厳しい雇用情勢となっている。このような厳しい環境にある非正規雇用労働者等の労働移動の円滑化を支援するため、求職者支援制度（月10万円の給付金を受給しながら無料の職業訓練）の拡充、民間派遣会社を通じた研修・紹介予定派遣等の支援を行うことで、非正規雇用の方々にきめ細かな伴走型の支援を提供する。

利用者の流れ



【紹介予定派遣を活用した研修・就労支援】

【令和3年度補正予算案：508億円】

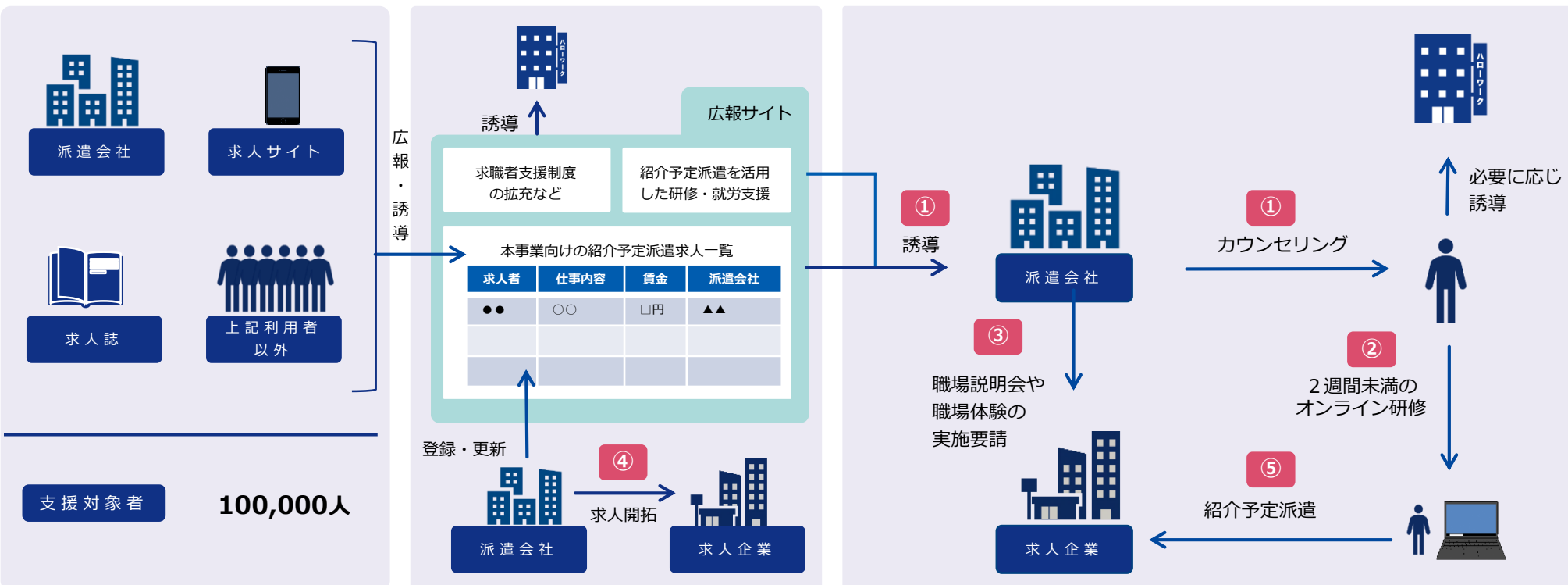
- コロナ禍により大きな影響を受けている非正規雇用労働者等に対して、民間派遣会社を通じ、就労に向けたカウンセリング、短期間の簡単なトレーニングを実施した上で、紹介予定派遣を活用するなど、きめ細かな伴走型の支援を行うことで、早期の再就職を目指す。
- 事業内容
 - ① 民間求人サイト等から誘導し、就労に向けたカウンセリング
 - ② 就業意欲の醸成、紹介予定派遣前の短期間のオンライン研修
 - ③ 派遣先の職場説明会、職場体験
 - ④ 支援対象者に適した求人開拓
 - ⑤ 紹介予定派遣の受入に対する奨励金の支給

事業の流れ

周知広報

特設サイトに誘導

利用者へのサービス提供の流れ



求職者支援制度による非正規雇用労働者の再就職、転職、能力開発への支援の強化

令和3年度補正予算案：制度要求

コロナの影響を受けて離職を余儀なくされた非正規雇用労働者や、シフトが減って厳しい状況に置かれている非正規雇用労働者などに、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講する機会を提供する求職者支援制度の活用を進める特例措置などを設け、非正規雇用労働者の再就職、転職、能力開発への支援を強化する

民間人材ビジネス事業者と連携した求職者支援制度の活用促進

● 民間人材ビジネス事業者と連携した制度の周知、紹介予定派遣、トライアル雇用を活用した就職支援 新規

* 派遣会社や民間求人サイトと連携して求職者支援制度の周知を行う。また、訓練終了後に紹介予定派遣やトライアル雇用を活用した就職を希望する者を利用企業に誘導し、紹介予定派遣期間、トライアル雇用期間後の安定雇用につなげる

IT分野の訓練の促進（令和7年3月末までの措置）

● IT分野の訓練コースの拡大 新規

* IT分野の資格取得を目指す訓練コースを設定する訓練機関に支給する実施経費を増額し、設定を促進する

求職者支援制度の活用を促進する特例措置（令和4年3月末までの措置）

● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和 新規

（やむを得ない欠席以外の欠席を訓練実施日の2割まで認め、欠席日の給付金を日割りで減額する特例を導入する）

* やむを得ない理由なく、1日でも欠席、遅刻、早退すると給付金を受給できない厳格な要件を緩和し、利用を促進する

● 職業訓練受講給付金の世帯収入要件の緩和（月25万円以下→月40万円以下） 新規

* 親や配偶者と同居している非正規雇用労働者などが、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくするため、要件を緩和する

働きながら訓練を受講しやすくする特例措置（令和4年3月末までの措置）

● 訓練対象者の拡大（離転職せずに働きながらスキルアップに取り組もうとする者を訓練対象者とする） 新規

* 現在の訓練対象者（離転職を前提に訓練を受講する者）に、転職せずに働きながらスキルアップに取り組もうとする者に加え、ステップアップを目指す非正規雇用労働者などの主体的な能力開発の取組みを支援する

● 職業訓練受講給付金の収入要件の緩和（月8万円以下→シフト制で働く方などについて月12万円以下）

* シフト制やフリーランスなどで働く月の収入が変動する者が、働きながら訓練を受講しやすくするため、要件を緩和する

● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

（仕事で訓練を欠席せざるを得ない日を、病気などと同様のやむを得ない欠席とし、訓練実施日の2割まで認める）

* 仕事で訓練を休む日を、病気などと同じ給付金を受給しながら欠席できるやむを得ない場合とし、仕事と訓練を両立させる

● 訓練基準の緩和（働きながら受講しやすい短い期間、時間の訓練コースを設定するため、訓練基準を緩和）

* 訓練期間：2か月から6か月→2週間から6か月、訓練時間：月100時間以上→月60時間以上。オンライン訓練の設定を促進

トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）の活用促進

令和3年度補正予算案：50億円

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、労働需要が減退する分野が生じる一方で、新たな労働需要が創出される分野も期待されることから、トライアル雇用を活用し、労働者が新たな職種に対応できるようになるまでの事業主の負担を軽減しつつ、異なる分野への労働移動を推進する。

2. 現行の助成内容等

対象労働者	本人の希望	所定労働時間	支給額
<u>令和2年1月24日（※）以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、職業紹介の日において離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者</u> <u>（※）雇用調整助成金による特例措置の適用開始日</u>	常用雇用	週30H以上	月額4万円
	短時間労働	週20H以上～30H未満	月額2.5万円

3. 改正内容

対象労働者の要件を次のとおり改める。

対象労働者
<u>職業紹介の日において新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者</u>

4. 改正理由

- （1）「令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者」を「職業紹介の日において新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者」とすること
コロナ禍における求職活動は、離職の時期や理由に関わらず、新型コロナウイルス感染症の影響を等しく受けることが考えられることから、これらの者に対する就職支援の機会の公平化を図ることが適当であるため。
- （2）「職業紹介日において離職期間が3ヶ月を超える者」を廃止すること
新たな労働需要に対応するとともに、コロナ禍において生活に支障を来す離職者の失業期間の長期化を防止するため。

5. 施行日

補正予算成立後速やかに施行。

施策の目的

人的資本への投資の強化の観点から、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化や処遇改善を行う事業主に対して助成を行う。

施策の概要

非正規雇用労働者を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合に助成する正社員化コースにより正社員化を一層推進するとともに、非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を増額改定させた場合に助成する賃金規定等改定コースを拡充する。

施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(助成額は中小企業への支給額。大企業は中小企業の約75%、生産性要件を満たす場合は満たさない場合の約125%の額を助成。)

●正社員化コース

- ①有期→正規:1人当たり57万円 ②有期→無期:1人当たり28.5万円 ③無期→正規:1人当たり28.5万円

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、就労経験のない職業に就くことを希望する者については、紹介予定派遣の後、派遣先の事業所に正社員として直接雇用された場合、直接雇用前に当該派遣業務に従事していた期間が2か月以上～6か月未満でも①、③の支給対象とし、1人当たり28.5万円を加算。

※ 人材開発支援助成金において高助成率とする一定のIT訓練等を経て正社員化した場合に、1人当たり①9.5万円、③4.75万円を加算。(大企業も同額)

●賃金規定等改定コース

賃金規定の増額改定を全ての非正規雇用労働者に対して行ったか、一部に対して行ったかにかかわらず、賃金増額を行った労働者1人当たりの助成額を同額(一部の場合を増額)とする。

<例>

中小企業の非正規雇用労働者のうち3人のみ賃金を3%以上増額した場合の助成額

現行:70,300円 →見直し後:138,750円



	全ての 非正規雇用労働者	一部の 非正規雇用労働者 (雇用形態・職種別等)
本体助成(※1) (2%以上増額の場合)	28,500円	14,250円
3%以上 増額加算(※2)	14,250円	7,600円
5%以上 増額加算(※2)	23,750円	12,350円

賃金規定改定を一部の労働者等を対象に行った場合、助成額が増額



	非正規雇用労働者
本体助成(※1) (2%以上増額の場合)	28,500円
3%以上 増額加算(※2)	14,250円
5%以上 増額加算(※2)	23,750円

- ※1 中小企業で11人以上の労働者を賃金増額した場合の1人当たりの助成額。1人～10人の労働者の場合は、人数幅に応じて定額助成。
※2 中小企業のみ適用。1人当たりの加算額。

- ※1 中小企業で6人以上の労働者を賃金増額した場合の1人当たりの助成額。1人～5人の労働者の場合は、32,000円
※2 中小企業のみ適用。1人当たりの加算額。

人材開発支援助成金によるデジタル人材育成・非正規雇用労働者支援①

令和3年度補正予算案 216 億円

事業の概要

事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成しており、労働生産性の向上に資する訓練など、効果の高い訓練は高率助成としている。

改正内容

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、デジタル人材の裾野拡大のための取り組みが強化される等、デジタル人材育成の重要性は近年急速に高まっているところである。

このため、人材開発支援助成金において、IT技術の知識・技能を習得するための訓練であるITSSレベル2の訓練を高率助成の訓練に位置付けることで、企業におけるデジタル人材の育成を支援することとする。併せて、企業等の民間ニーズを把握し、デジタル人材育成の強化を行う(一部制度要求)。

訓練コース	経費助成率 (中小企業事業主)	対象訓練
特定訓練コース	45%	・労働生産性向上訓練 ・若年人材育成訓練 等
一般訓練コース	30%	特定訓練コース以外の訓練

労働生産性向上訓練の対象に
ITSSレベル2(※)の訓練を追加。

※ITSS(ITスキル標準)とは、経済産業省が策定した、各種IT関連サービスの提供に必要とされる能力を明確化・体系化した指標のこと。ITSSでは、人材のキャリアを11職種・35専門分野に区分した上で、それぞれ7段階のスキルレベルが設定されている。

人材開発支援助成金によるデジタル人材育成・非正規雇用労働者支援②

事業の概要

正社員経験の少ないパートやアルバイトなどの非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を目的として、人材開発支援助成金特別育成訓練コースにより、事業主等の行う職業訓練に係る訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成している。

改正内容

事業所内の非正規雇用労働者の正社員転換を進めるため、経費助成額の上限を正規雇用労働者対象の訓練水準に引き上げるとともに、生産性要件の導入と、正社員化の有無による経費助成率に差異を設けることにより、企業における生産性向上と正社員化のインセンティブを強化する。

○経費助成額の上限引き上げ(中小企業事業主の場合)

<現行>

特別育成訓練コース	20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
一般職業訓練	10万円	20万円	30万円
有期実習型訓練			



<変更後>

20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
15万円	30万円	50万円

○正社員化のインセンティブ強化

<現行>

	経費助成率	生産性要件
特別育成訓練コース	100%	—



<変更後>

	計	経費助成率	生産性要件達成
正社員化	100%	70%	30%
非正規維持	75%	60%	15%

- ＤＸの進展が加速する中、高いスキルを持ったＩＴ人材の確保が重要な課題となっているが、国内のＩＴ人材は、2030年までに45万人が不足すると試算されており、そのスキルレベルも、「デジタル競争力ランキング」によると、63か国中62位と低迷している。また、ＩＴ人材は大都市圏に集中しており、地域偏在も課題となっている。
- このため、ＩＴ人材の質的・量的な確保を図る観点から、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練において、ＩＴ分野の資格取得をめざす訓練コースについて訓練実施機関に対する訓練委託費等の上乗せを行うとともに、地域偏在の解消のため、同コースが設定されていない地域の場合には、さらに訓練委託費等を上乗せし、ＩＴ分野のコース設定の促進を図る。【令和6年度末までの時限措置】

事業概要

- ◆ ＩＴスキル標準（ITSS）レベル1以上（※1）に相当するＩＴ関係の資格をめざす訓練コースについて、資格取得率及び就職率が一定割合以上の場合、訓練実施機関に対する訓練委託費等を1人当たり月1万円上乗せする。また、同コースが設定されていない地域（※2）において、さらに1人当たり月1万円上乗せする。

（※1）OCJP Silver、LPICレベル1、PHP初級など

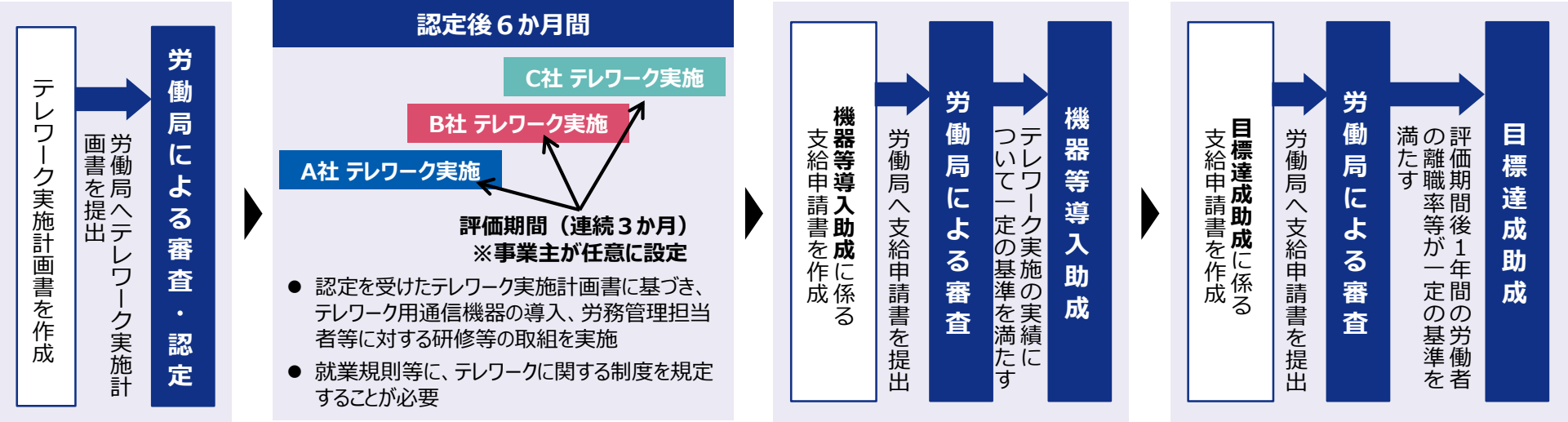
（※2）対象予定地域 公共職業訓練：20地域
求職者支援訓練：26地域



人材確保等支援助成金（テレワークコース）の概要

- 新型コロナウイルス感染症対策として、これまでにない規模でテレワークが実施されているが、ポストコロナにおいては、適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着が必要。
- このため、**良質なテレワークを導入**し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援を行う。**テレワーク勤務を新規導入する場合のほか、「試行的に導入している又は導入していた場合」も助成対象とするとともに、助成対象となる取組におけるテレワーク用通信機器等の導入について「テレワーク用サービス利用料」を追加し、助成対象とする見直しを行う。**

取組・支給の流れ



機器等導入助成 下表のテレワーク実績基準を満たした事業主に支給（**テレワーク勤務を新規導入する事業主のほか、試行的に導入している又は導入していた事業主も助成対象に追加**）

テレワーク実績基準	助成率、上限
✓ 評価期間（3か月）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は	助成率30%
✓ 評価期間（3か月）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする	※100万円又は対象労働者数×20万円のいずれか低い額が上限

助成対象となる取組

- 就業規則等の作成・変更
- 外部専門家によるコンサルティング
- テレワーク用通信機器等の導入**
（テレワーク用サービス利用料を追加）
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修

助成額 **目標達成助成** 下表の離職率およびテレワーク実績基準の全てを満たした事業主に支給

離職率目標、テレワーク実績基準	助成率、上限
✓ 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下	
✓ 評価期間後1年間の離職率が30%以下	助成率20%〈35%〉
✓ 評価期間初日から1年を経過した日からの3か月間に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上	※100万円又は対象労働者数×20万円のいずれか低い額が上限

生産性要件を満たした場合は<>の割合を支給

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

(2) 公的部門における分配機能の強化等

① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒しで実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置⁴⁹を、来年2月から前倒しで実施した上で、来年10月以降の更なる対応について、令和4年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

48 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

49 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

令和3年度補正予算案：9.3億円

【要旨】

介護人材については、新型コロナウイルス感染症の影響により、人手不足が更に深刻化していることから、更なる介護人材の確保・定着を図るため、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行うことで安定的な事業の継続を支援することにより、介護人材の参入を更に促進する。

【事業内容・実施主体】

【事業内容】

今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める団体

【施策のイメージ(実施要件等)】

事業実施スキーム(例: 介護福祉士修学資金)

養成施設入学者への修学資金貸付

【介護福祉士養成施設修学者】

○貸付額(上限)

- ア 学 費 5万円(月額)
- イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
- エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 等

【実施主体】

都道府県又は都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助(国9/10)



貸付・支援

【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学資金等の返済を
全額免除。



5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事

(国家試験合格後) 介護福祉士資格の登録を行い、福祉・介護の仕事に従事



(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

介護福祉士養成施設の学生

(他産業に就職又は未就労)

借り受けた修学資金を実施主体に返済。

新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

令和3年度補正予算案：602億円（安心こども基金に計上）

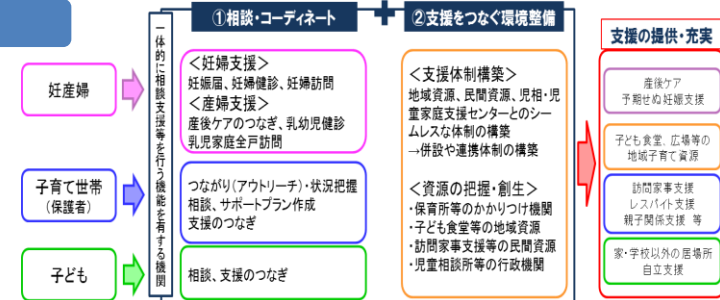
目的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

1. 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進

- 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】
- 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】
- 若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進【妊婦訪問支援事業】



2. 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進

- 子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】
- ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進【保護者支援臨時特例事業】
- 家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進
【子どもの居場所支援整備事業／子どもの居場所支援臨時特例事業】
- 子育て世帯のレスパイト支援の充実（親子入所支援・利用料減免等）
【子育て短期支援整備事業／子育て短期支援臨時特例事業／一時預かり利用者負担軽減事業】



（訪問家事育児支援）



（親子関係形成支援）



（子どもの居場所支援）

3. 支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

- 支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進
【特定妊婦等支援整備事業／特定妊婦等支援臨時特例事業】
- 児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援
【児童相談所一時保護所等整備事業】
- 社会的養護経験者（ケアリーパー）に対する自立支援体制の整備
【社会的養護自立支援整備事業／社会的養護自立支援実態把握事業】



（支援の必要性の高い妊産婦の支援）



（社会的養護経験者の自立支援）

実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（NPO法人等に委託可）

実施期間

令和3年度～令和5年度末

要保護児童等に関する情報共有システム (虐待防止のための情報共有システム構築事業等)

令和3年度補正予算案：65億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 概要

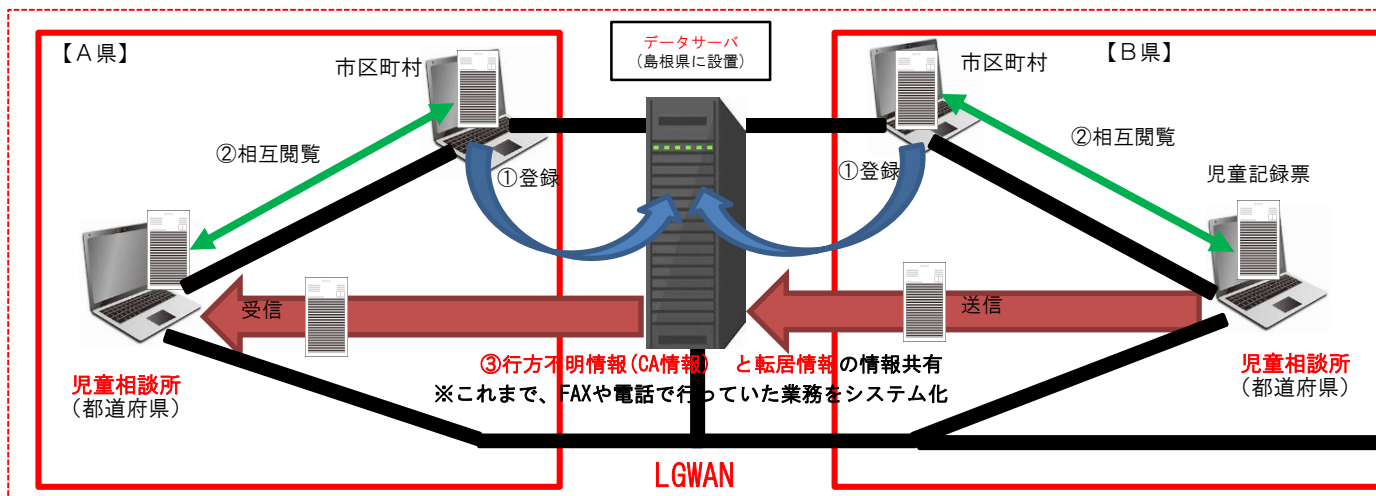
「要保護児童等に関する情報共有システム」は、昨今の重篤な児童虐待死亡事案の発生を踏まえ、自治体間における要保護児童等の情報を迅速かつ正確に共有することを目的として、令和3年度より運用を開始したところであり、今後、全自治体が確実に情報共有システムを利用できるよう、既存システムと本システムとの連携のための改修経費や児童記録情報のCSV化のための改修などの経費を併せて支援する。

システム改修経費（地方自治体）

- 令和4年度末までに、本システムの全市区町村運用開始を促進していくため、令和3年度補正予算において941市区町村分の改修経費をカバーするもの。地方公共団体向け補助金に計上（「虐待防止のための情報共有システム構築事業」【新規】）。
- ※地方自治体向けシステム改修費用については、令和3年度までに800市区町村分を措置済み。（令和2年度に47都道府県は措置済み）
- ※既存のシステムの改修や機器の調達、データの取り込みなど、情報共有システムの利用に必要な費用全般が補助対象

事業イメージ

情報共有システム ※ LGWAN-ASP（LGWAN（自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク）を介して、自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み）を活用



主な機能

- ①児童記録票の登録
LGWANを通して、児童記録票を登録する。
→児相、市町村毎に登録
- ②相互閲覧
児相と所管市町村間で児童記録票の相互閲覧が可能。
→児相と市町村間の情報共有
- ③行方不明情報・転居情報の共有
→事案発生後、迅速に必要な情報の共有が可能。



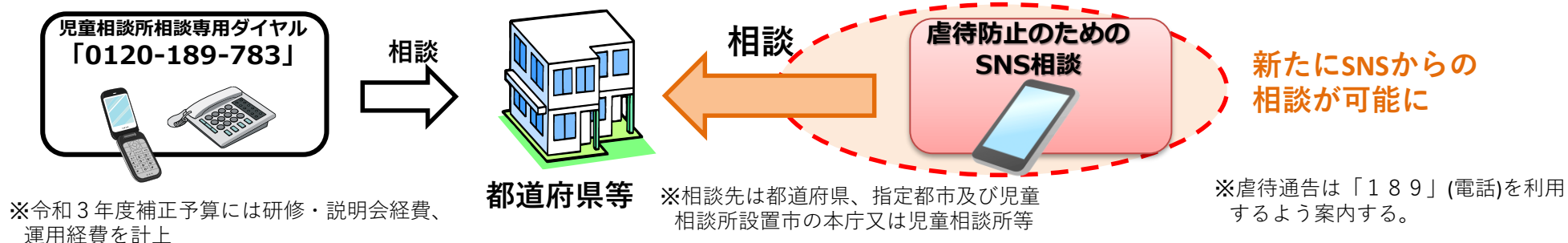
虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制

令和3年度補正予算案：1.1億円

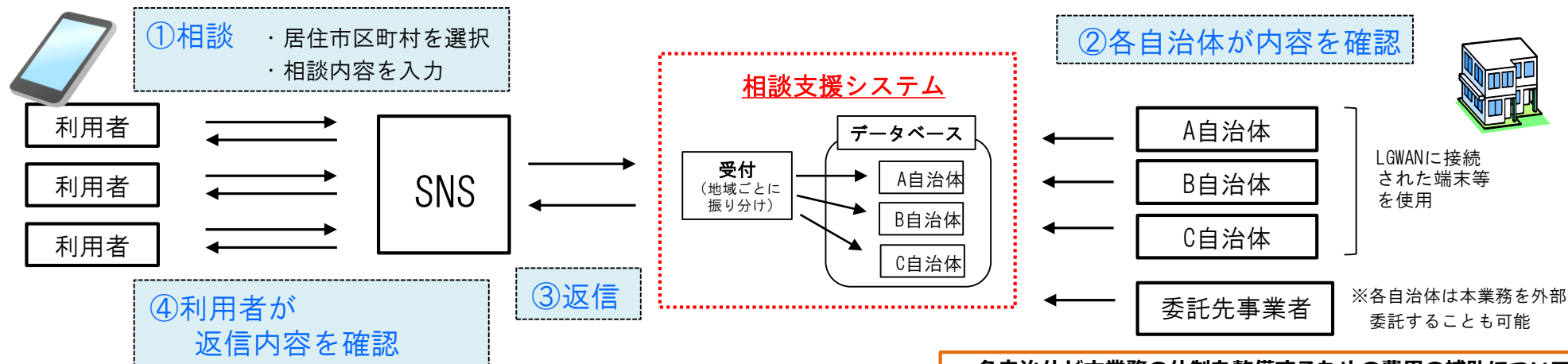
※デジタル庁計上

1. 概要

児童虐待防止の観点から、子どもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを新たに構築する。



2. 虐待防止のためのSNS相談 システムイメージ



- (※) 管轄地域以外のは閲覧不可（国は全ての相談内容について閲覧不可）。児童相談所単位ではなく、広域的な対応も可能。
- (※) 本システムで相談を受け付けた場合、該当する自治体（又は児童相談所）に自動的に通知。
- (※) 本システムの構築に併せて、相談対応を行う者が本システムに接続する際に使用する閉域網等を整備。
- (※) 自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続、委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。（本システムはクラウドサービスの活用を想定）

■各自治体为本業務の体制を整備するための費用の補助については令和4年度概算要求において別途拡充要求

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：364億円の内数】

児童相談所体制整備事業

SNS等相談事業 1自治体当たり39,241千円

※SNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築のために外部委託等を行う場合：39,241千円を加算《拡充》

児童相談所等におけるICT化推進事業

令和3年度補正予算案：4.2億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

i 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等（※）における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、市区町村、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体、児童家庭支援センター、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

ii 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

児童養護施設等（※）の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市町村

3. 補助率

i 国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1／2）

ii 国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／4、事業者：1／4）

国：1／2（都道府県：1／8、市及び福祉事務所設置町村：1／8、事業者：1／4）

4. 補助基準額

1か所当たり：100万円

①児童相談所等におけるICT化推進事業

・ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等におけるICT化を推進する。



ビデオ通話等
による相談・
状況確認



相談支援機関



関係機関とのオンライン
会議等による連絡・調整

②児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

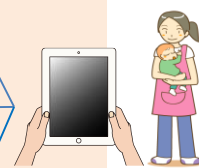
・タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設におけるICT化を推進する。



自立支援計画の作成・共有

養育・支援の実施状況（家族情報（やりとりも含め）、身体測定、既往歴、性格、生活記録等）

日常記録（体温・食事摂取・排泄等の状況、疾病、過ごし方等）



児童養護施設等

テンプレートの活用やデータ連動・一括処理等により職員の業務負担を軽減

産後ケア事業を行う施設の整備

目的・内容

- 産後ケア事業については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すこととされているところ、令和2年度時点の実施市町村数は1,158市町村となっている。
未実施市町村の取組を推進するため、産後ケア事業にかかる整備費について、補助率1／2相当額を2／3相当額に引き上げる。

要求費目・所要額

- （項）児童福祉施設整備費
- （目）次世代育成支援対策施設整備交付金

所要額：2,304,900千円

参考

<少子化社会対策大綱（抜粋）>

I－2（3）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

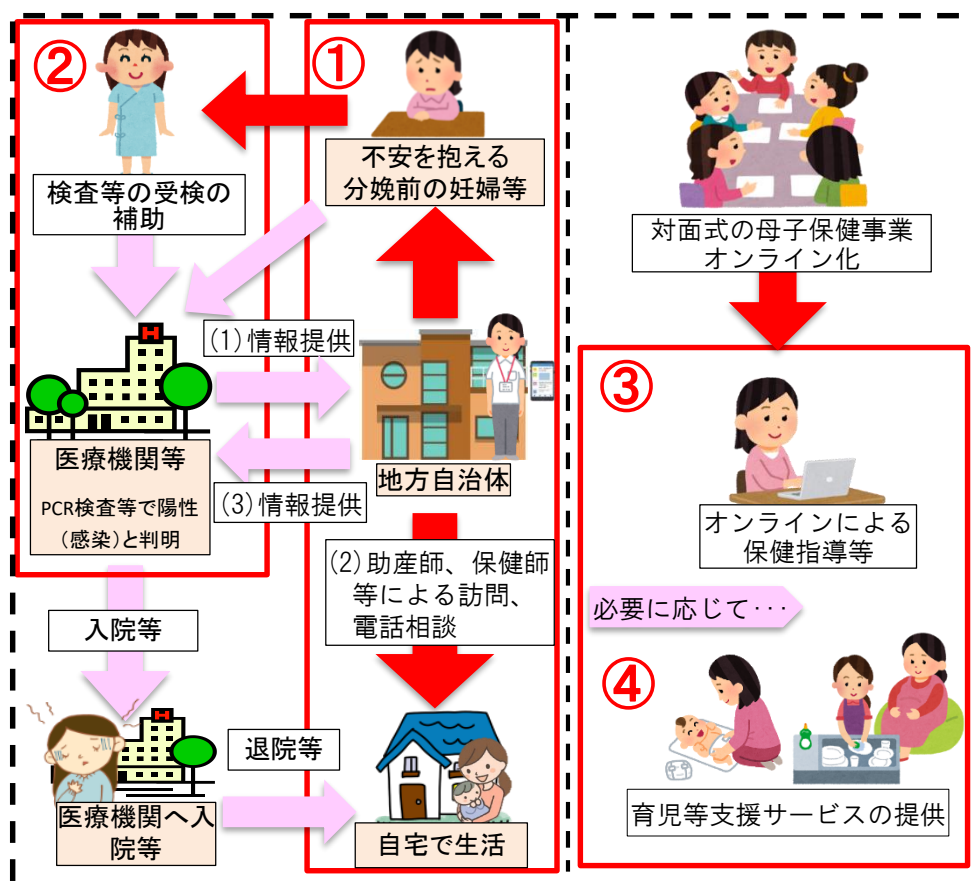
○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- ・ 特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を図る。また、**2019年に成立した母子保健法改正法を踏まえ、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開を目指す。**このほか、産前・産後サポート事業の実施を図る。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 ー新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業ー

令和3年度補正予算案
30億円

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。



【事業内容】

①不安を抱える妊産婦への寄り添い支援

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】

不安を抱える妊産婦等に対し、助産師、保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施

②不安を抱える妊婦等への分娩前の検査

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】

強い不安を抱える妊婦、もしくは基礎疾患を有する妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を補助

③オンラインによる保健指導等

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】

オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員の費用を補助

④育児等支援サービスの提供

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】

里帰り出産が困難な妊産婦に、育児等支援サービスを提供する

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 — 幼児健康診査個別実施支援事業 —

事業内容

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

■実施主体：市区町村

■補助率：国 1 / 2、市区町村 1 / 2

■補助単価：医科5,930円 / 1人、歯科3,510円 / 1人

1歳6か月児健診

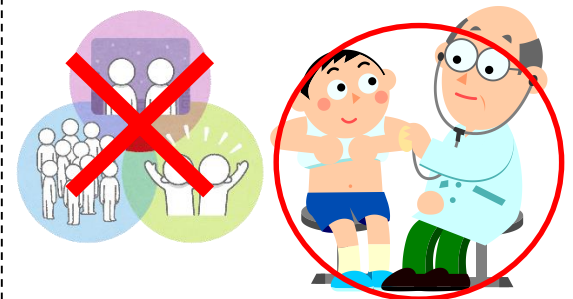
○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無



保育の受け皿整備等

令和3年度補正予算案 509億円（保育所等整備交付金：430億円、保育対策総合支援事業費補助金：80億円）

【趣 旨】

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を促進するための保育所等の整備に要する費用について、プランの着実な実施に向けて必要な経費を計上する。

また、保育所等の防災・減災対策を推進するための耐震化改修等に必要な経費や、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修等に必要な経費を計上する。

【実施主体】 市区町村

【事業内容】

①「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備（保育所等整備交付金、保育所等改修費等支援事業）

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を促進するため、保育所・小規模保育事業所等の創設、増築、老朽改築等に係る費用を補助する。

②保育所等の防災・減災に関する緊急対策（保育所等整備交付金）

国土強靱化5か年加速化計画に基づき、保育所等の防災・減災対策を推進するため、耐震化に伴う改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等にかかる費用を補助する。

③保育所等における感染症対策のための改修整備等（保育所等整備交付金、保育環境改善等事業）

トイレ・調理場の乾式化や非接触型の蛇口の設置などの、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修等にかかる費用を補助する。

➢保育所等整備交付金：大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）を新規で追加。（事業費300万円以上のものを対象）

➢保育環境改善等事業：感染症対策のための改修や必要な設備の整備等を新規で追加。（簡易なものを対象（補助基準額：1,029千円））

【補 助 率】

○保育所等整備交付金、保育所等改修費等支援事業 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

※新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

○保育環境改善等事業 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3 又は 国：1／3、指定都市・中核市：2／3

【補正予算案】

①467億円（保育所等整備交付金389億円、保育所等改修費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）78億円）

② 39億円（保育所等整備交付金）

③3.6億円（保育所等整備交付金1.5億円、保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）2.0億円）

保育所等におけるICT化推進等事業

令和3年度補正予算案：18億円（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

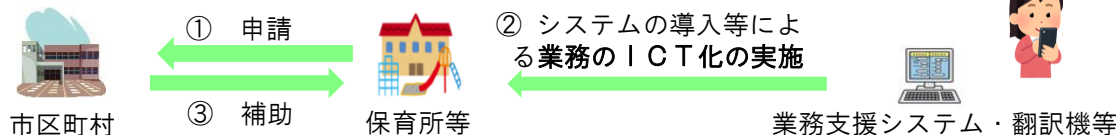
- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもとの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額】
- | | | | |
|--|---|----------|--------------|
| (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 | 1施設当たり 1,000千円 | 翻訳機等の購入 | 1施設当たり 150千円 |
| (2) 認可外保育施設における機器の導入 | 1施設当たり 200千円 | | |
| (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 | | | |
| | ① 1自治体当たり 8,000千円 | ② 1施設当たり | 1,000千円 |
| (4) 研修のオンライン化事業 | 1自治体当たり 4,000千円 | | |
| (5) 保育士資格取得に係るシステム改修 | 総額99,640千円のうち令和2年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定 | | |

- 【補助割合】
- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2
* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体を対象。
 - (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
 - (5) 国：1/2、都道府県：1/2

(1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

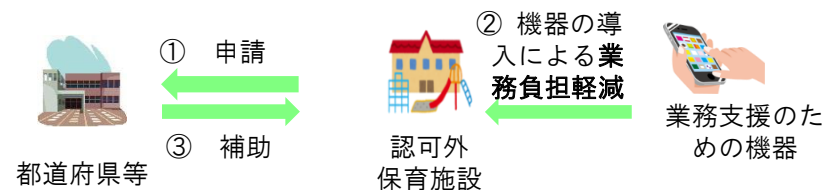
○保育に関する計画・記録

・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○登降園管理

・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

保育士修学資金貸付等事業

令和3年度補正予算案：31億円（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

【貸付事業のメニュー】

1. 保育士修学資金貸付

- 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け
- 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除

○貸付額（上限）

- ア 学 費 5万円（月額）
- イ 入学準備金 20万円（初回に限る）
- ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）
- エ 生活費加算 4～5万円程度（月額）

※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る

※貸付期間：最長2年間

2. 保育補助者雇上支援

- 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減
- 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付
- 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除

○保育補助者雇上費貸付額（上限）

295.3万円（年額）

※貸付期間：最長3年間

○保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限）

221.5万円（年額）

※貸付期間：最長3年間

3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援

- 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

○貸付額（上限） 5.4万円の半額（月額）

※貸付期間：1年間

4. 潜在保育士の再就職支援

- 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

○貸付額（上限） 就職準備金 40万円

5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援

- 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援
- 2年間の勤務により返還を免除

○貸付額（上限） 事業利用料金の半額

※貸付期間：2年間

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、9月から施行されているところ、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する等の目的を踏まえ、都道府県において「医療的ケア児支援センター」を早期に開設し、医療的ケア児やその家族からの相談を受け、医療的ケア児に適切な支援に繋げることが期待されている。このため、都道府県に対して、「医療的ケア児支援センター」を運営する上で必要な備品購入等について補助を行うことにより開設を促進する。

実施主体

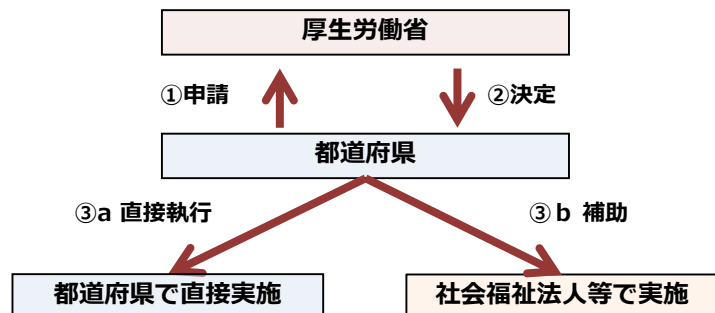
都道府県

（都道府県が自ら改修等を行うほか、医療的ケア児支援センターの運営を委託や指定により実施する場合、委託等を行う社会福祉法人等への補助を行うことも可能。）

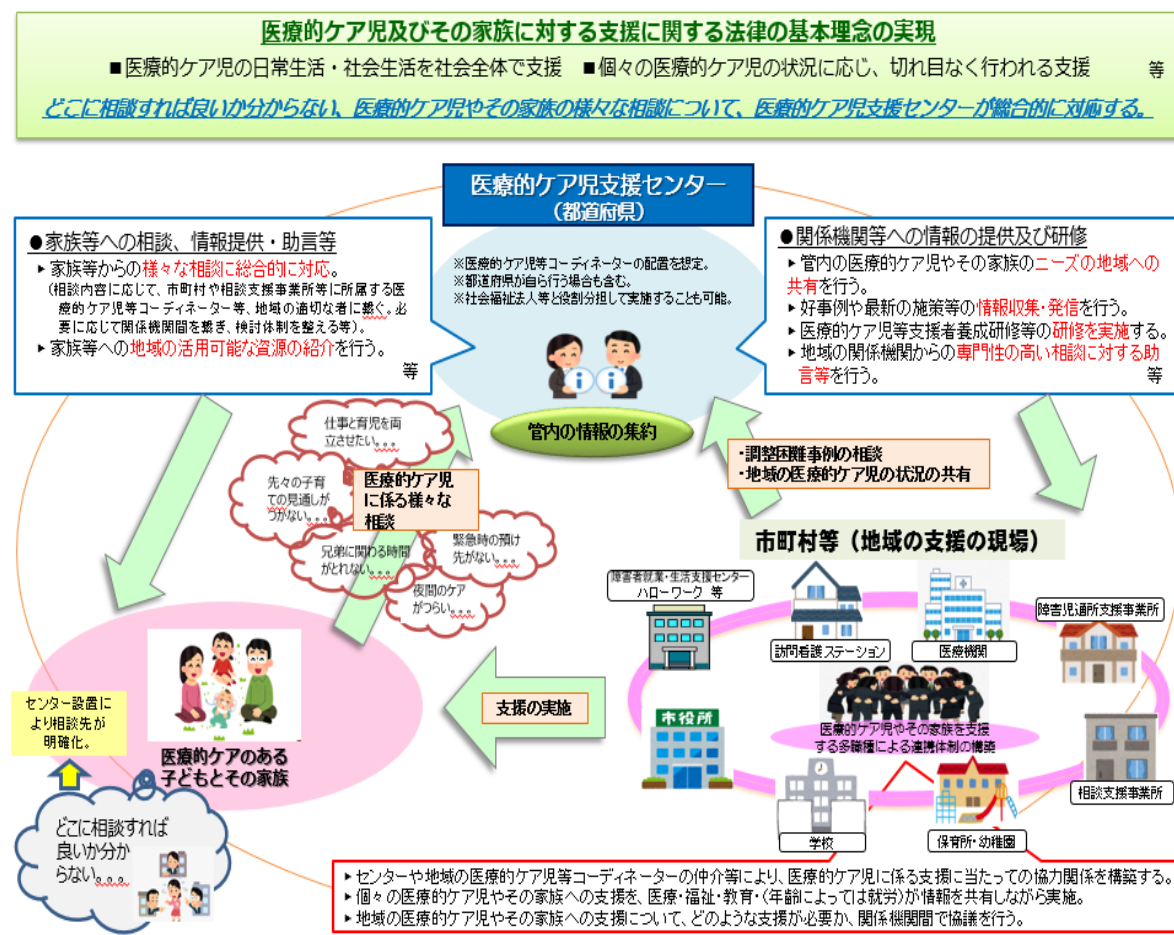
補助率など

- 上限額 医療的ケア児支援センター1カ所当たり200万円
- 補助率 国 3/4 都道府県 1/4
- 対象経費 医療的ケア児支援センターを運営するために必要な備品購入費、消耗品費、役務費 等

事業スキーム



医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）



背景

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。

目的

- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

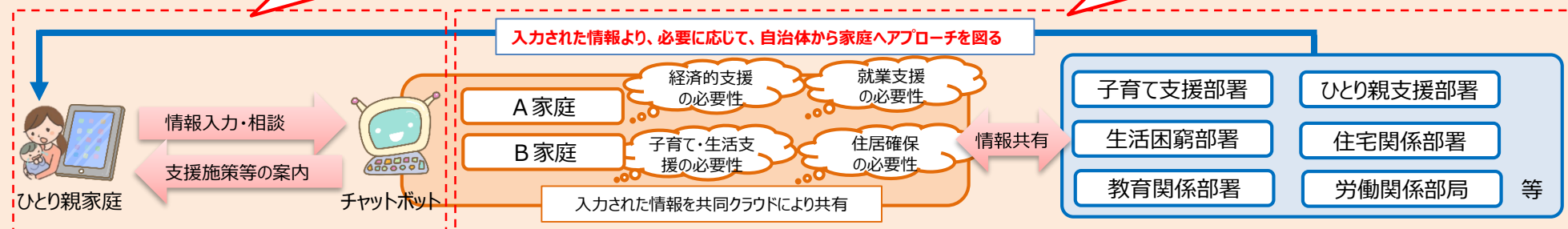
支援の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。

<事業イメージ>

チャットボットによる支援
制度・担当窓口の案内

共同クラウドによる
情報共有



補助単価等

対 象	補助率	補助基準額	実施主体
○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	定額 （国10/10相当）	1 自治体あたり 80,000千円	都道府県・市・ 福祉事務所設置町村

事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により困窮するひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（「中間支援法人」）を公募し、その取組に要する経費を助成することにより、子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援を行う。

事業内容

【1】国⇒中間支援法人

- 子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

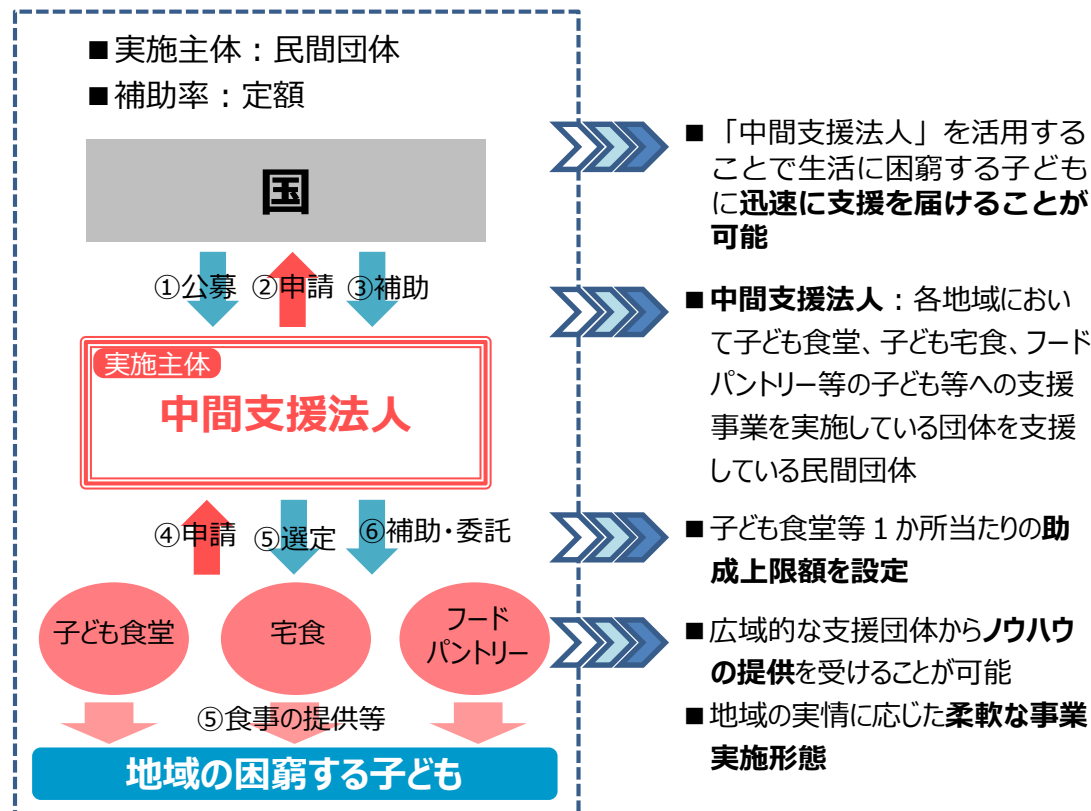
【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業実施に必要な費用を助成（上限額を設定）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

- ひとり親世帯等の子どもに食事の提供等を行う。

支援の流れ



不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた対応

令和3年度補正
予算案：67億円

目的

令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、今年度末までに終了しない治療を前提としたものに対して、費用負担軽減の経過措置を講じる。

現行の事業概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回30万円
※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回10万円
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、
40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成（1子ごと）
 - ② 男性不妊治療を行った場合は30万円 ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率等 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）、安心こども基金を活用

円滑な移行に向けた対応案

1. 上記助成事業について、年度をまたぐ一連の治療に対して、助成金を支給する。

助成対象となる一回の治療

	令和3年度	令和4年度
助成金	助成金	経過措置
保険適用		保険適用（R4.4～）

- ・ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市（負担割合：国1/2、都道府県等1/2）

2. 令和2年度第三次補正予算において拡充した上記助成事業について、予算額に不足が生じたため、不足分について措置する。